

---

---

がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業

---

---

第3回 入札説明書等に関する質問回答書

平成18年10月20日

東京都病院経営本部

本質問回答書は、平成 18 年 10 月 5 日（木）及び 6 日（金）に受け付けた、第 3 回入札説明書等に関する質問に対する回答を、入札説明書、別添資料 1 業務要求水準書、別添資料 2 審査基準、別添資料 3 提案書類作成要領及び様式集、別添資料 5 事業契約書（案）、別添資料 6 参考資料集の項目順に整理し、記載したものです。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間： 平成 18 年 10 月 5 日（木）午前 9 時から 10 月 6 日（金）午後 5 時まで

質問受付数：	入札説明書に関する質問	8 件
	別添資料 1 業務要求水準書に関する質問	196 件
	別添資料 2 審査基準に関する質問	2 件
	別添資料 3 提案書類作成要領及び様式集に関する質問	68 件
	別添資料 5 事業契約書（案）に関する質問	37 件
	別添資料 6 参考資料集に関する質問	105 件
	総質問受付数	416 件

第3回 入札説明書等に関する質問回答

入札説明書

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
1	以後の質疑の機会について						9月29日公示資料の中で未だ後日公表という資料がございますが。追加で質疑をできる機会がございますでしょうか。	必要に応じて機会を設けます。
2	今までの質疑回答における要求水準、事業契約書(案)の修正						今までの入札説明書等における質疑回答において、要求水準書、事業契約書(案)の修正を今後お示しいただける旨のご回答が複数ございましたが、その修正箇所を明示した業務要求水準書、事業契約書等はいつお示しいただけるのでしょうか？ 入札提案書内容に関する項目は、早期に修正箇所の正しい表示をお願い致します。	平成18年11月末を目途に、公表する予定です。
3	応募者等を構成しない法人の出資	11	第3	3	(4)		資格確認申請の提出日から事業契約締結までの間、応募者等を構成する法人の変更は認めないとありますが、応募者等を構成しない法人が出資を希望する場合、都への申請時期、資格確認が通知される時期をご教示願います。	S P C 設立後においては、都への申請時期については入札説明書第4-1(2)を、資格確認が通知される時期については基本協定書(案)第5条及び別紙1をご覧ください。S P C 設立前については、特段の規定はありません。
4	情報システムの運営業務について	28	別紙1	3			平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答No.8において、S P C が実施する支援内容について「事業者の費用負担で基幹システムから各種統計データの抽出のためのソフト開発やデータ抽出のための作業」と回答頂きましたが、ここでいう基幹システムからの各種統計データの抽出やデータ抽出とは基幹システムの各種DBからDBソフト(市販のDBソフト)を用いてデータ抽出等を行うことと理解してよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
5	情報システムの運営業務について	28	別紙1	3			上記質問に関連し、基幹システムから統計データの抽出や、データ抽出を行うにあたり、基幹システム側の仕様が開示されることが必要となりますが、開示されるとの理解でよろしいでしょうか。また、開示を受ける際の費用は都の負担との理解でよろしいでしょうか。	前段は、落札者決定後の早い時期に提示する予定です。 後段は、ご理解のとおりです。
6	情報システムの運営業務について	28	別紙1	3			上記質問に関連し、具体的な抽出内容、抽出方法については、都、病院、基幹システムベンダー、S P C の協議より実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	情報システムの運営業務について	28	別紙1	3			上記質問に関連し、参考資料第5 病院情報システムの概要に基幹システム側として「経営管理」、「診療情報DWH」のシステムがありますが、このシステムから抽出される情報と支援作業で抽出する情報は重複することはないのでしょうか。都が想定する業務範囲を踏まえた上で、ご回答願います。	現時点では、重複することもあると考えております。なお、具体的な内容は、今後、検討します。
8	病棟食堂増築について						改善提案の採否通知の別紙(留意事項)の中で、No.22 病棟食堂増築に対して、「上層階の避難経路の確保について、十分に留意されたい。」と記載されていますが、詳細をご教示ください。	各応募者が提出した改善提案に関する事項は、質問回答においては、お答えすることはできません。

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答	
9	9月未までに公表される資料	第2回入札説明書に関する質問回答書 No.135 No.148 No.164 No.166 No.177 No.183						当該6つの質問において、「平成18年9月未までに公表します。」との回答を頂いておりますが、29日公表の資料の中では公表されていない、または、「別途通知する」といった記載に留まっております。各資料につき、いつまでに開示頂けるかお示しください。	平成18年10月末を目途に、公表する予定です。 なお、平成18年9月15日付の第2回入札説明書等に関する質問回答書No.166に関連する備品等調達品リストは、入札説明書別添資料3 提案書類作成要領及び様式集の別紙2として既に公表しています。また、同質問回答書No.177に関連する、利便施設運営業務に係る費用を想定する上で前提とする行政財産の使用料算定のための計算式は、同様式集第2-2(4)ウ(オ)に基づき、応募者の代表企業に別途通知しております。	
10	ヘルプデスク一次対応の定義	総則 統マネ (4) (6)	第2	1	(四)	ア ウ	(ウ) (ウ)	h h	(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.28,29関連) ヘルプデスクの体制について、準夜帯・深夜帯は一次的な対応で構わないという回答されましたが、「一次的な対応」の都の想定について、ご教示ください。	暫定的な対応で構いませんが、病院運営に支障を生じさせないような状態を保つことが求められます。
11	S M機能のヘルプデスク	総則 統マネ (6)	第2	1	(四)	ウ	(ウ)	h	(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.29関連) 都立病院情報システムについても一次対応を行う旨回答頂きました。 ここでいう一次対応とは問合せ内容が都立病院情報システム(基幹システム)に関する問合せか、それ以外のシステム(基幹システム以外)に関する問い合わせかの切り分けを行い、都立病院情報システムに関する問合せの場合は都側に問合せ内容を連絡するという対応と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	S M機能のヘルプデスク	総則 統マネ (6)	第2	1	(四)	ウ	(ウ)	h	上記認識と異なる場合、都が想定されている具体的な一次対応についてお示しください。	(質問No.11参照)
13	関係諸官庁への事前相談について								入札書作成に当たり、応募者が落札前に、施設設計に関して建築指導課など関係諸官庁に事前相談することは可能ですか。	可能です。
14	1床室のトイレ付ユニットシャワーについて	細則 設計 (12)	第2	2	(八)	イ	(イ)	a - 01	「1床室には、トイレ付ユニットシャワーを付属させる。」と記載されていますが、シャワーを利用しにくい患者さんも想定されます。一般病室の1床室について、119室を超える1床室を設置する場合、その1床室については、ユニットシャワーを設けず、介助しやすいスペース確保を行ったトイレを設置とするバリエーションの提案は可能ですか。	応募者の提案時には、本要求水準を満たす提案としてください。なお、設計段階で事業者が諸室に係わる性能、機能などについて病院の要望を聞き取り、協議・調整を行った上で決定するものとなります。
15	患者医療情報室の運用について	細則 設計 (36)	第2	2	(八)	イ	(イ)	b -	眼科検査棟に設けられている医療情報・相談室(患者医療情報室)について、現状の運用状況をご教示ください。(利用時間・利用者層・運営部署等)	現状の運用は、下記のとおりです。 ・利用時間：9時から17時(土日休日は休み) ・利用者層：患者及びその家族 ・運営部署：医事課医事業務係
16	看護職務住宅の付属施設について	細則 設計 (36)	第2	2	(八)	イ	(イ)	b -	現状、看護職務住宅の周辺に、車庫・駐輪場が見受けられますが、今回の施設整備業務の対象外と判断し、現状のままとすることでよろしいですか。	ご理解のとおりです。
17	附帯施設の計画範囲について	細則 設計 (36) 別紙8	第2	2	(八)	イ	(イ)	b	別紙8において、附帯施設の計画範囲が示されていますが、これは、細則-設計(36)に示す附帯施設の整備の適用範囲を示すものと判断してよろしいですか。例えば、「舗装」や「囲障等」の整備範囲は、別紙8に示す範囲と判断してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
18	囲障等について	細則 設計 (37)	第2	2	(八)	イ	(イ)	b -	囲障等について、「近隣、セキュリティ等を勘案し、適切に計画」としてはいますが、現状の囲障についてセキュリティ上、問題となっている点があれば、ご教示ください。	現時点では、特に問題となっている点はありません。

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答	
19	困障等について	細則設計 (37)	第2	2	(八)	イ	(イ)	b-	困障等について、「近隣、セキュリティ等を勘案し、適切に計画」としていますが、現状の困障についてセキュリティ上、問題となっている点があれば、ご教示ください。	(質問No.18参照)
20	電話設備の現状について	細則設計 (43)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	b-	現在利用されている電話交換機について、下記の情報をご教示願います。 ・P B X設置図、配線図 機種名(メーカー名)、局線( I S N 1500×O本等)、音声専用線の利用状況、F A X台数、F A X種別( G 3・G 4 )、ナンバーディスプレイ/ C T I等の追加機能	公表する予定はありません。
21	電波障害について	細則設計 (43)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	b-	「現在の駒込病院が、文京区シビックセンターの電波障害を受けている」旨、記載されていますが、現在の駒込病院の建物により近隣に対して電波障害を起こしている範囲はございますか。	駒込病院の建物による電波障害はありませんが、事業者に対応していただくことはありません。
22	ナースコールシステムについて	細則設計 (46)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	b-	「病院情報システムと連動したコンピューターナースコール」と記載されていますが、病院情報システムと連動したポード型ナースコールシステムも可能と判断してよろしいですか。	本記載は、パソコン型ナースコールシステムを想定しているものです。なお、設計段階で、事業者が機能などについて病院の要望を聞き取り、協議・調整を行った上で決定するものとします。
23	大型表示装置による案内システム1	細則設計 (46)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	b-	呼出表示設備の大型表示パネルにおける表示内容は案内表示、院内情報、医療情報の3種類であり、かつ、それらを1画面上に同時に表示できるようにする、との理解でよろしいでしょうか。	応募者の提案に委ねます。
24	大型表示装置による案内システム2	細則設計 (46)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	b-	呼出表示設備の大型表示パネルで以下の情報をP C等の端末から入力するのは、都側であると理解してよろしいでしょうか？ 案内表示の内容 院内情報の内容 医療情報の内容	事業者が行う業務です。
25	セキュリティ設備の現状について	細則設計 (47)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	b-	現在利用されているセキュリティ設備について、下記の情報をご教示願います ・機器設置図、配線図 ・利用されているカードゲート等の機種名(メーカー名) ・利用されている監視カメラシステムの機種名(メーカー名)、カメラ台数、監視画面台数(画面割数)、画像保存期間 ・エリアごとのセキュリティポリシー条件	公表する予定はありません。
26	電力平準化設備	細則設計 (47)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	b-	電力平準化設備のうち、エネルギー供給会社が所有し、運用する電力貯蔵システムについて、所有権を都に移転する必要はないと考えてよろしいでしょうか。なお、多摩広域基幹病院及び小児総合医療センター整備等事業における質問回答(第3回 No.88)では、「現状において、エネルギー供給会社などが所有し運用しているような設備については、必ずしも都に所有権を移転する必要はありません。」と回答頂いています。	ご理解のとおりです。
27	電力平準化設備	細則設計 (47)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	b-	電力平準化設備のうち、エネルギー供給会社が所有し、運用する電力貯蔵システムについて、所有権を都に移転する必要はないと考えてよろしいでしょうか。なお、多摩広域基幹病院及び小児総合医療センター整備等事業における質問回答(第3回 No.88)では、「現状において、エネルギー供給会社などが所有し運用しているような設備については、必ずしも都に所有権を移転する必要はありません。」と回答頂いています。	(質問No.26参照)

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答	
28	B A S設備の現状について	細則設計 (48)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	c-	現在利用されているB A S設備について、下記の情報をご教示願います ・システム構成図 ・管理点数表 ・中央監視機能概要書	公表する予定はありません。
29	エレベーターの運用	細則設計 (57)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	e-	現状のエレベータ運用スケジュールリングについて、用途別にご教示ください。	7号E V及び8号E Vを10:00から11:45まで及び15:30から17:45まで給食専用運転としています。
30	エレベーターの運用	細則設計 (57)	第2	2	(八)	イ	(ウ)	e-	現状のエレベータ運用スケジュールリングについて、用途別にご教示ください。	(質問No.29参照)
31	P E T廃棄物保管庫について								P E T廃棄物保管庫を設置する必要性の有無について確認するため、P E Tで使用した放射線廃棄物は医療廃棄物として処理するのか、あるいはR I協会への引き取りを依頼することを想定されているのか、ご教示ください。	R I協会へ引き取りを依頼することを想定しています。
32	別館～本館 渡り廊下について	細則設計 (60)	第2	2	(九)	イ			別館と本館を接続する渡り廊下は、別館扱いであり、別館3階については、間仕切り変更を伴うため、全面的な改修工事の対象となっておりますが、渡り廊下については、用途変更を伴わないため、改修工事を行わないと判断してよろしいですか。	渡り廊下については、間仕切り変更及び用途変更の有無に係わらず、渡り廊下内外の劣化度合に応じた適切な改修工事が必要です。
33	備蓄燃料の使用量及び費用	細則施設保守 (1)	第2	2					事業者が費用負担する備蓄燃料の想定使用量は、どの程度見積もればよろしいでしょうか。過去実績に基づく場合は、至近3年間の使用量と費用の実績を開示願います。また、災害等で想定量を上回って使用した場合、費用負担については協議、又は不可抗力として頂けると考えてよろしいでしょうか。	前段は、要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。 中段は、災害による使用実績はありません。 後段は、その時点での協議によります。
34	既存設備機器等の修繕計画	細則施設保守 (1)	第2	2	(三)	アイ			改修工事及び維持管理・運営業務開始後、全面供用開始までは、既存設備機器・配管・配線等と更新した設備機器・配管・配線等が混在した状態で病院運営がされます。既存設備機器・配管・配線等に関して修繕計画を策定し修繕費用を見積もりするために必要な全ての既存設備機器・配管・配線等に関する機器等の仕様と経年数、修繕履歴等が分かる資料をお示しください。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第1 3(4)アに「(略)落札者が提案した施設の設計、維持管理業務及び運営業務の仕様に変更が必要となると想定されることから、こうした変更に対応可能な事業計画を計画を構築することが求められる。」、同(ア)に「施設については、現在も運営を継続している病院の改修であることから、施設の現況を完全に把握した上で前提条件を示すのではなく、一定の前提条件を設定した上で、提案を定めることとしている。」とあるように、これまでに公表した資料等から、応募者が一定の前提条件を設定し、既存設備機器・配管・配線等に関する修繕計画を策定した上で、修繕費用を見積ってください。
35	既存設備機器等の修繕計画	細則施設保守 (1)	第2	2	(三)	アイ			既存設備機器・配管・配線等に関して修繕計画を策定し修繕費用を見積もりするために、全ての既存設備機器・配管・配線等に関する機器等の仕様と経年数、修繕履歴等が分からないと修繕計画、修繕費の見積もりができません。全ての機器等に関する仕様・経年数、修繕履歴が示しただけの場合は修繕計画策定・見積もりのための条件設定をしていただけませんか。	(質問No.34参照)
36	既存設備機器等の修繕計画	細則施設保守 (1)	第2	2	(三)	アイ			前記のような既存設備機器・配管・配線等に故障、破断等が発生した場合、明らかに事業者の帰責ではないと判断されれば、事業契約書(案)第126条(損害賠償)の規定が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第1 3(4)の調整が必要となると想定される主な事柄のうちの、工事段階・施設整備関連に記載されている「工事期間中に未改修部分で発生した突発的な事柄に対応するための調整(工事工程の変更等)」によっても対応できず、かつ、不可抗力でもない場合は、ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
37	既存設備機器等の修繕計画	細則 施設保守 (1)	第2	2	(三)	アイ		前記のように想定がされる箇所は相当数あると思われます。事業者がリスクを負担するにもリスクの想定ができません。リスク想定するための資料をお示ください。	応募者が一定の前提条件を設定し、リスクを想定してください。
38	既存設備機器等の修繕計画	細則 施設保守 (1)	第2	2	(三)	アイ		修繕計画策定の参考資料として維持管理・運営業務が開始する平成21年4月までの駒込病院修繕計画が必要です。お示し願います。	公表する予定はありません。
39	既存設備機器等の修繕計画	細則 施設保守 (1)	第2	2	(三)	アイ		維持管理業務開始以降、更新以前の既存設備等(機器、配管、配線類等)に故障が生じた場合について質問致します。提案時点では公表された資料や現地説明会での見学を経て確認できない箇所については、修繕計画も見積もりもできません。このような箇所が故障、破断等した場合の事後修繕は都側の業務であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が行う業務です。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第1 3(4)の調整が必要となると想定される主な事柄のうちの、工事段階 - 施設整備関連をご参照ください。
40	改修期間中の性能リスクについて	細則 施設保守 (1)	第2	2	(三)	イ		既存の建築設備の性能リスクについてはどのようにお考えでしょうか。(落札後、他業者が維持管理することになりますが、その業務に起因して事業者が入札時に想定する機能を下回った場合のリスク等)	維持管理・運営期間開始後は、事業者の負担になると考えます。
41	エネルギー提供に係る費用負担	細則 施設保守 (3)	第2	第2	(五)	(参考)	(五)	エネルギー提供に係る費用負担の表において、エネルギー提供費が事業者負担となる附帯施設の「その他」とは具体的に何か教示願います。また、既設病院での当該費用は参考資料集第4(56)頁の(5)にある光熱水費に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	前段は、看護職務住宅、保育所を除く附帯施設をいい、駐車場、駐輪場、眼科検査棟、守衛所、ガスガバナ一棟、R I 排水処理室等を指します。後段は、ご理解のとおりです。
42	廃棄物の収集・運搬・処理について	細則 清掃 (1)	第2	2	(三) (四)			廃棄物の収集・運搬・処理は都業務と事業者業務のいずれにも含まれていますが、どのような業務分担になるのかご提示ください。	「(三)業務の内容」では、病院における清掃業務全体を示しており、「(四)事業者が実施する業務」では、「(三)のうち、都が行う業務を具体的に示し、それ以外の業務を事業者が行う規定としています。従って、廃棄物の収集・運搬・処理は、都が実施する業務となります。
43	廃棄物排出量実績値について	細則 清掃 (1)	第2	2				参考までに、駒込病院の廃棄物排出量の種別ごとの実績値をお示ください。	現時点で公表できる資料はありません。
44	研究部門における清掃	細則 清掃 (2)	第2	2	(六)	オ		研究部門が有する機能、運用面の詳細は示されておりませんが、事業者側の清掃業務の業務遂行にあたり、就業時間外に実施することの他に、留意すべき点がございましたら、ご教示ください。	現時点では、具体的な想定はありません。
45	入退管理、受付監視機能	細則 保安警備 (1)	第2	2	(三)	イ		(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.62関連)入札提案において、職員名札をICカード化し、入退管理や施設セキュリティ等にする提案については許容されるとの理解でよろしいでしょうか?	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
46	別館の出入口管理について	細則 保安警備 (3)	第2	2	(六)	カ		細則 - 保安警備(3)の表では、別館の出入口が記載されていませんが、別館の出入口管理は、今回の事業対象に含まれますか。また、含まれる場合は、開閉時間帯などをお示ください。併せて、現状の運用方法(機械警備・人員配置)についてお示ください。	前段は、対象に含まれます。中段は、24時間開放を想定しています。後段は、常時1名の人員を配置しています。
47	中央器材室(MEセンター)での管理対象物品について	細則 機器保守 (1)	第2	2	(三) (四)			医療機器の保守管理・点検業務に関し、中央器材室及び倉庫にて保管・管理されている、人工呼吸器、シリンジポンプ、輸液ポンプの大凡の台数についてご教示ください。	現時点では、人工呼吸器25台、シリンジポンプ83台、輸液ポンプ205台を保管・管理しています。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
48	クリーンベンチ、安全キャビネット等	細則 機器保守 (1)	第2	2	(三) (四)		クリーンベンチ、安全キャビネット等の保守・点検は都業務ということでしょうか。	事業者が行う業務です。
49	消耗品と医療消耗備品の費用負担について	細則 機器保守 (1)	第2	2	(五)		(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.64) 「運営期間中の・・・含まれます。」とありますが、ここで言う消耗品とは医療機器及び備品等の消耗部品のことを指し、例えば呼吸器の回路、モニターの電極、エコーのゼリー、記録用紙などは医療消耗備品であり、都度都負担であるとの理解でよろしいでしょうか。	ここでいう「消耗品」とは、医療機器及び備品等の消耗部品のことを指します。ただし、ご質問の記載例のうち、エコーのゼリー、記録用紙については、医療消耗備品として、医薬品・診療材料等調達業務に含まれます。
50	医療機器の「器械及び備品等保守委託取扱い基準」	細則 機器保守 (2)	第2	2	(六)	工	医療機器の取扱いにあたり「器械及び備品等保守委託取扱い基準」について今後公表される予定はありますでしょうか。	「都立病院通達集」に収録されています。
51	現病院におけるMEセンターの業務概要	細則 機器保守					「24時間体制のMEセンターで、病院の臨床工学技士と協働して医療機器の集中管理をおこなうこと」が求められています。現病院での以下の項目についてご教示いただきたく存じます。 ・中央管理機器の種類と数量 ・年間貸出件数 ・定期点検件数 ・夜間貸出実績 ・日常点検件数 ・修理件数	公表する予定はありません。
52	手術室内の機材庫	細則 機器保守					駒込病院の現在の手術室内の機材庫に収納されている医療機器の種類と台数をご教示ください。	落札者決定後にお示しします。
53	職員の名札						S P C、協力企業の職員の名札は、病院職員と同等に病院所属部門名の名札となるのか、あるいは個別企業名での名札を装着することになるのか、都の想定をご教示ください。	落札者決定後、協議により決定します。
54	退院サマリー	細則 医事 (1)	第2	2	(三)	キ	現状における、退院サマリリーの完成割合（退院後2週間以内）についてご教示ください。	平成18年4月から8月の退院分については、平成18年9月15日時点では94.6%の完成度となっています。
55	カルテ開示	細則 医事 (1)	第2	2	(三)	キ	現状におけるカルテ開示の数量及び開示にかかる日数についてご教示ください。	平成18年4月から9月分については、以下のとおりです。 ・カルテ開示件数：28件 ・開示に要する日数：原則として14日以内（「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年12月21日条例第113号）による。）
56	カルテ等の廃棄	細則 医事 (1)	第2	2	(三)	キ	カルテ・フィルム等の廃棄を行うにあたり、事業者の業務範囲としては、都から提示された対象物を院内の指定された場所へ取りまとめを行い、院外への搬送、廃棄は病院側に行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	ドキュメントの出庫数	細則 医事 (1)	第2	2	(三)	キ	現時点にて想定されている紙カルテ・フィルムの出庫総定数をお示しください。	現状の出庫数を基に、応募者が想定してください。現状の出庫数については、「駒込病院年報」（平成17年版）をご参照ください。
58	ボランティアの配置	細則 医事 (1)	第2	2	(四)	ア	現病院ではボランティアの方々が「申込書記入説明」や「行き先案内」をされていますが、新病院においてもボランティアの方々による患者支援は行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。



No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
59	ボランティアの配置	細則医事(1)	第2	2	(四)	ア	新病院においてもボランティアを起用される場合、どこ(どのフロア)に何名程度の配置を想定されておられますか？また、想定されているボランティア業務内容をご教示ください。	現時点では、現状と同程度と想定しています。なお、現状は以下のとおりです。 ・外来ボランティア 勤務時間：10：00から14：00 配置状況：日曜日から金曜日 各1名から4名 ・院内コンサート(不定期開催) 配置状況：約2名
60	紹介状	細則医事(1)	第2	2	(四)	ア	「待ち時間の短縮」という観点から、受付では紹介状は診察以前には開封せず、医師の開封後(診療後)にスキャナーで取込むという運用・理解でもよろしいでしょうか。	受付で行うものとします。
61	問診票	細則医事(1)	第2	2	(四)	ア	患者記入済み問診票の内容については、都側(医師又は看護師)により電子カルテへ入力して頂けるという理解でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	問診票	細則医事(1)	第2	2	(四)	ア	患者記入済み問診票については、原本保存のみの運用(スキャナーして取込む必要はない)という理解でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	電話予約	細則医事(1)	第2	2	(四)	ア	電話予約業務を想定していますが、紹介状を持たない新来初診患者(新患)からの入電の場合、総合案内への都側看護師へ転送させて頂き、受診可否の判断を行って頂けるという運用・理解でもよろしいでしょうか。(受診可の場合の予約取得については、ご対応頂いた都側看護師からの再転送による指示により事業者側が行う想定です。)	ご質問のような場合は、総合案内への問合せは不要ですので、空き状況に合わせて予約を取得してください。
64	電話予約	細則医事(1)	第2	2	(四)	ア	電話予約業務を想定していますが、受診科選択を事業者側では判断できない(「めまいがする」、「胸がいたい」等の曖昧な)場合には、総合案内等の都側看護師へ転送させて頂き、受診可否の判断を行って頂けるという理解でもよろしいでしょうか。(受診可の場合の予約取得については、ご対応頂いた都側看護師からの再転送による指示により事業者側が行う想定です。)	ご理解のとおりです。
65	電話予約	細則医事(1)	第2	2	(四)	ア	現病院では「予約専用」の電話番号が設置されていますが、現病院における電話予約の1日当たりの件数(可能であれば時間帯別件数)についてご教示ください。	平成18年9月の実績では、一日平均約205件です。
66	電子カルテ入力	細則医事(1)	第2	2	(四)	イ	電子カルテ運用ということは、「ペーパーレス」と「発生源入力」の運用という理解でもよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。
67	電子カルテ入力	細則医事(1)	第2	2	(四)	イ	電子カルテ運用により事業者側には、伝票に基づく算定入力は生じますか？算定入力が生じる場合、その伝票の種類、運用割合・頻度についてご教示ください。	生じる場合があります。
68	電子カルテ入力	細則医事(1)	第2	2	(四)	イ	指導料の入力や公費併用患者の受診時の保険選択等については、医師が電子カルテへ入力して頂けるという理解でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	支払いに係る相談	細則医事(1)	第2	2	(四)	イ	事業者側が診療費の未納者及び滞納者から、診療費の支払い方法に関わる相談を受けた場合、都側が実施される「患者の医療相談」[実施方針等に関する質問回答書No.160(H18.01.27)]を案内し、「患者の医療相談」にて支払い方法に関わる相談に対応して頂けるという理解でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
70	未収金の整理	細則医事(1)	第2	2	(四)	イ		未収金整理業務として事業者側においては、「債権管理リスト(案)」を作成することと認識していますが、この表に基づき督促・催告書を作成・発送するのは都側であり、また、それに係る費用(郵送料)も都側であるという理解でよろしいでしょうか。	督促・催告書の作成、発送にかかる事務作業は、事業者が行う業務であり、それに係る費用は事業者の負担です。
71	自動支払機	細則医事(1)	第2	2	(四)	イ		自動支払機についても、「都の了承のもと、継続して使用することができる」とありますが、現病院にはどのような機能の自動支払機が何台設置されているのかご教示ください。また、継続して使用させて頂く場合は無償という理解でよろしいでしょうか。	前段は、現時点で自動支払機は設置されておりません。後段は、ご理解のとおりです。
72	病床の稼働管理	細則医事(2)	第2	2	(四)	キ		患者帰宅後に入院日が確定又は変更した場合については、都側看護師より電子カルテ上に入力・変更の後、直接患者へ連絡して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	都が行います。
73	地域連携	細則医事(2)	第2	2	(五)	カ		地域連携に関する費用のうち、企画立案及び折衝に関することにかかる費用については、東京都の費用負担になっておりますが、訪問用の車両等の整備費用は、東京都が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、訪問用の車両等を整備する予定はありません。
74	看護師の配置	細則医事(3)	第2	2	(六)	ウ		現病院の「0番：総合案内」には都側看護師が配置されていますが、新病院においても都側看護師により受診診療科に迷われている患者さんに対応する診療科の振り分け機能及び紹介状を持たない新来初診患者(新患)及び予約外患者が来院された場合の診療受診相談を行っていたかという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	オートエンボッサについて	細則医事(3)	第2	2	(六)	カキ		オートエンボッサが必須ではない旨の回答をいただきましたが、オートエンボッサが導入されなかった場合の、都側の想定案はございますでしょうか。	オートエンボッサの導入は必須とします。平成18年9月15日付の第2回入札説明書等に関する質問回答書No.85の回答を訂正するとともに、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
76	オートエンボッサについて	細則医事(3)	第2	2	(六)	カキ		現在、駒込病院でエンボスカードのエンボス部分を使用したインプリンターを用いた運用は、ございますでしょうか。使用されている場合は、使用台数、使用メーカー、設置場所をお教えください。また今後、それらに関する費用は都側の負担との認識でよろしいでしょうか。	前段は、あります。中段は、落札者決定後にお示しします。後段は、インプリンターの更新を除く全ての費用は、事業者の負担となります。
77	オートエンボッサについて	細則医事(3)	第2	2	(六)	カキ		今後、診察券の種類・方式が変更になった場合に生じる費用は、全て都側の負担との認識でよろしいでしょうか。	事業者の責により変更になった場合を除き、ご理解のとおりです。
78	オートエンボッサについて	細則医事(3)	第2	2	(六)	カキ		今後、都立病院全体で、診察券を統一するなどの構想をお持ちですか。	現時点では、想定しておりません。
79	必要書類	細則医事(4)	第2	2	(七)	ア		当該業務における「必要書類の作成・提出・保管」の対象となる書類について、種類と量をご教示ください。	必要書類の種類としては、仕様書、各種マニュアル、報告書類などが考えられますが、現時点でその全てを想定することはできません。
80	その他	細則医事(4)	第2	2	(七)	ア	(ウ) d	病院のコスト管理を行うにあたり、病院の基幹システムもしくは経営管理システムより、病院職員の職種別、部門別(科別)等の人件費・経費・減価償却費等の財務データをご提供いただくことは可能でしょうか。	今後、検討します。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答		
81	地域連携	細則医事(5)	第2	2	(七)	エ	(イ)	患者が持参してきた紹介状については、スキャナを行い、原本については別途保管するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
82	地域連携	細則医事(5)	第2	2	(七)	エ	(イ)	紹介された患者に対し、紹介状の返書は医師が自ら返書の内容を記載(入力)し、事業者がその内容を該当医療機関へ送付するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、該当医療機関に送付するほか、直接患者に渡す場合もあります。	
83	地域連携	細則医事(5)	第2	2	(七)	エ	(イ)	地域医療連携を行うにあたって、他の医療機関からメール等にて診療情報や画像データなどの取扱いは想定されておりますでしょうか？	現時点では、電子メールでの取扱いは、想定していません。	
84	地域連携	細則医事(5)	第2	2	(七)	エ	(イ)	現状における地域医療連携室の職員配置数について、職種別ごとの人数をご提示ください。	常勤の事務職を2名配置しています。	
85	地域連携	細則医事(5)	第2	2	(七)	エ	(イ)	b	現在、地域医療連携を推進するにあたり、登録等を行っている地域医療機関数をお示しください。	東京都内にあるすべての医師会及び歯科医師会との連携を行っていますが、特に近隣16地区の医師会及び歯科医師会との連携を推進しています。
86	地域連携	細則医事(5)	第2	2	(七)	エ	(イ)	b	地域医療連携を促進するにあたり、地域の医療機関と診療情報の全部もしくは一部について、共有するような想定はありますでしょうか？	現時点では、想定していません。
87	地域連携	細則医事(5)	第2	2	(七)	エ	(イ)	b	「地域との連携に支援・協力をを行う」とありますが、地域との連携を行うにあたり、病院側の職員は事業者と同じように連携に関する受付等を行うという理解でよろしいでしょうか？	地域医療連携専用の外来診療のための窓口を設置することは、想定していません。
88	地域連携	細則医事(5)	第2	2	(七)	エ	(イ)	b	地域医療機関からの紹介受付について、夜間・休日及び担当医師への緊急の依頼の場合については、病院にて実施されるという認識でよろしいでしょうか？	総合診療科・救急科で対応します。
89	地域連携	細則医事(5)	第2	2	(七)	エ	(イ)		地域連携を推進するためには、事業者だけでなく、医療スタッフの参加が不可欠と考えます。そのため、事業者とともに、病院職員が地域の医療機関と一緒に訪問することは可能であると理解してよろしいでしょうか。	現時点では、事業者に地域の医療機関を訪問していただくことは想定していません。
90	検体検査業務の現状	細則検体検査(1)	第2	2	(一)				検体検査業務を実施するにあたり、現状の検体検査部門機能で不足していることがあれば、お聞かせ願います。また、より機能を充実するために部門内で検討されていることがあれば、お聞かせ願います。	公表する予定はありません。
91	検体検査業務の現状	細則検体検査(1)	第2	2	(一)				検体検査部門において、貴院が標榜する「がん・感染症医療センターとしての診療機能」に対し、現状どのような対応をされているのでしょうか？また、より十分な対応をしていくために部門内で検討されていることがあれば、お聞かせ願います。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1業務要求水準書第2 2(3)に記載しているのとおりです。
92	都が実施する検査	細則検体検査(1)	第2	2	(四)	アイエ			都が実施する検査内容について具体的に開示をお願いします。	公表する予定はありません。
93	検体採取	細則検体検査(1)	第2	2	(四)	ウ			採血室内に採血用ベッドの設置は想定されていますか。	中央採血室に採血ベッドを設置することは、想定していません。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
94	検体採取の現状運用について	細則 検体検査 (1)	第2	2	(四)	ウ		現状、何らかの理由で採血・採尿室に移動できない患者等(感染症患者・小児等)へ対応するため、外来で検体採取することはありますか?その場合、外来でバーコードラベルの出力は可能なのでしょうか?また、その他病棟・ICU・手術室等でのバーコードラベルの出力は可能なのでしょうか?	前段は、外来で検体採取する場合もあります。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙2(3)ア(注1)をご参照ください。中段及び後段は、可能です。
95	検体採取に係る費用	細則 検体検査 (2)	第2	2	(五)	ウ		都が負担する費目内訳について、開示をお願いします。	公表する予定はありません。
96	病院情報システムについて	細則 検体検査 (2)	第2	2	(六)	キ		現状、検体検査で使用するバーコードラベルは、病院情報システムにて制御(バーコードラベルの生成・出力)されているのでしょうか?	都立病院情報システムと検査実施システムの両方で制御されています。
97	検査機器・検査システムの継続使用	細則 検体検査 (3)	第2	2	(六)	タ		現状設置している全ての検査機器・検査システムの名称・型式について、開示をお願いします。	公表する予定はありません。
98	POCT設置部門	細則 検体検査 (3)	第2	2	(七)	ア	(ア) d	血液ガス分析装置等のPOCT検査機器を設置するに当たり、最低限必要と想定されている部門名、機器名とその台数を示してください。	現状、病棟に5台、手術室及び中央器材室に各4台、ICUに2台、人工透析室に1台を設置しており、今後も同様に想定しています。
99	緊急時における搬送	細則 物品管理 (1)	第2	2	(三)	ウ		第2回入札説明書等に関する質問回答書No.93については、緊急に必要となった検体検査容器及び検体の搬送も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	手術件数	細則 物品管理 (1)	第2	2	(三)			手術件数について 手術室が9室から13室に増えますが、手術室1室の1日の手術件数は何件を想定していますか?物品の在庫量と供給スケジュール算定のためお示しください。	外来手術室を除く手術室13室については、1室当たり1日2件程度を想定しています。
101	食事基準の設定	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	ア		食事基準の設定は、献立作成から予定数量算出までの一連の流れの中の作業として、都側の業務として理解してよろしいでしょうか。	食事基準の設定は、都が行う業務です。
102	加重平均栄養所要量	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	ア		加重平均栄養所要量の作成は、献立作成から予定数量算出までの一連の流れの中の作業として、都側の業務として理解してよろしいでしょうか。	加重平均栄養所要量の作成は、都が行う業務です。
103	献立表の作成・管理	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	ア		献立表の作成・管理は、献立作成から予定数量算出までの一連の流れの中の作業として、都側の業務として理解してよろしいでしょうか。	献立表の作成・管理は、都が行う業務です。
104	食事せんの管理	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	ア		食事せんの管理は、(四)フロー図によると、栄養科内業務範囲に位置付けられており、都側の業務として理解してよろしいでしょうか。	食事せん等出力は、都が行う業務です。
105	検食について	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	ア		検食の実施・評価は、通常病院側の業務と考えますが、事業者はその準備をするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	嗜好調査	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	ア		嗜好調査(患者満足度調査)の実施・報告の作成について、事業者の実施範囲をご教示ください。	嗜好調査は、調査票の配布・回収以外は、事業者が行う業務です。ただし、事前に都が調査内容について確認を行います。
107	患者食数管理表について	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	ア		患者食数管理表は、記入業務を事業者が行い、それを都側が確認するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	栄養関連報告書	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	ア		栄養関連報告書の作成・報告について、事業者の実施範囲をご教示ください。	栄養管理は、都が行う業務です。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
109	栄養委員会	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	ア		栄養委員会の開催・運営は、都側が行い、事業者はそれに参加するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	医師・病棟との 連絡調整	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	ア		医師・病棟等の連絡調整は、都側が行い、事業者はその連絡を受けるという理解でよろしいでしょうか。	栄養管理は、都が行う業務です。
111	食材料の検収	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	イ		食材料の検収は、事業者が行い、都側はそれを確認するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	検査用保存食に ついて	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	ウ エ		検査用保存食(検食)は、事業者が行い、都側はそれを確認するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	食事の提供業務	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	オ キ		(平成18年4月28日付平成18年3月30日・31日に公表した資料に関する質問回答書No.6関連) (平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.100関連) 4/28質問回答No.6 喫食率調査は都側業務との回答でしたが、誰が、いつ、どのように、どの頻度で行う想定であるかご教示ください。 また、9/15質問回答書No.100で示された、病室(ベッドサイド)からの下膳が事業者側業務に変更されるのであれば、都側職員が行う喫食率調査が完了するまで、事業者側は下膳を行えないという制約が生じることになるのでしょうか？	前段は、必要に応じて、看護師等が下膳前に喫食状況を調査することを想定しています。 後段は、ご理解のとおりです。
114	N S S 活動の範囲	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	コ		都側が行う栄養指導には、病院の栄養士が実施する病棟活動(Nutrition Support Serviceなど)などがあると思えますが、その活動に対して、事業者側が支援・協力するものとして、どういった業務を考えていますか。	平成18年9月15日付の第2回入札説明書等に関する質問回答書No.102に記載している都が行う栄養指導の活動に参加し、助言を行うことを求めます。
115	調乳業務	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	サ		調乳業務の内容の策定は、都側が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	食数事務	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	サ		食数事務は、予定数量算出までの一連の流れの作業として、都側の業務として理解してよろしいでしょうか。	食数事務は、都が行う業務です。
117	食数変更事務	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	サ		食数変更事務(電話対応を含む。)は、予定数量算出までの一連の流れの作業として、都側の業務として理解してよろしいでしょうか。	事業者が行う業務です。
118	食札管理	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	サ		食札管理は、予定数量算出までの一連の流れの作業として、都側の業務として理解してよろしいでしょうか。	事業者が行う業務です。
119	食数集計	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	サ		食数集計は、予定数量算出までの一連の流れの作業として、都側の業務として理解してよろしいでしょうか。	食数集計は、都が行う業務です。
120	設備及び機器管理	細則 食事提供 (1)	第2	2	(三)	サ		設備及び機器管理は、事業者が使用する設備及び機器の通常の管理を事業者が行い、都側はそれを確認するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	食事の提供業務	細則 食事提供						給食材料費は、貴院年報から概ねの食材料費は把握可能ですが、一般食・特別食・調乳別の1食当たりの食材単価をお示しください。また、感染床患者への特別な食事等があれば、その食材単価等もお示し願います。	公表する予定はありません。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
122	食事の提供業務	細則 食事提供 (4)	第2	2	(六)	エ	<p>(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.100関連)事業者の食事の配膳業務は、病棟食堂又はパントリーで都側スタッフへ引き渡す要求水準と理解していましたが、9月15日の質問回答書において、病室・食堂への配膳及び病室・食堂からの下膳業務を事業者側に修正する旨が示されました。</p> <p>病室までの配下膳とは、病室内のベッドサイド(オーバーベッドテーブル・床頭台)までの配下膳を都側の医療スタッフ以外が担当する事業者側業務として求めるということになるのでしょうか？</p> <p>上述の理解のとおりとすると、当該ベッドサイドへの配下膳業務が事業者側業務(無資格者)で問題ないでしょうか？</p> <p>要求水準書の本業務遂行に当たっての留意事項に示されている、「最初に上膳された病棟で食事を開始する時間と全ての病棟で上膳が完了する時間」は今回の配膳場所の変更に伴い、見直しされるという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>仮にその時間設定の見直しが行われない場合、当該留意事項の遵守のためには配下膳業務の時間帯のみにフォーカスした相当数の事業者側スタッフを雇用・配置せざるを得ないために、コスト増加の大きな要因となることが想定されますが、如何お考えでしょうか？</p> <p>ベッドサイドまで配膳する患者と食堂まで配膳する患者の区別は毎回都から事業者側に示されますでしょうか？</p>	<p>前段は、ご理解のとおりです。後段は、今後、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(3)の記載を修正する際にお示しします。</p>
123	外注滅菌物について	細則 滅菌消毒	第2	2			<p>現在、一部外注滅菌されている物とはどのようなものでしょうか？また、それは院外処理されているのでしょうか？ご教示ください。</p>	<p>平成18年5月31日付の入札説明書別添資料6 参考資料集第4 4(2)に記載しています。</p>
124	滅菌器材の運用方法	細則 滅菌消毒	第2	2			<p>現状の手術部門における機材室の滅菌器材の運用方法をご教示ください。(例：朝一番の手術は各手術室で器材展開し、各室の2例目以降は、手術ホールの機材室で作業したものを随時手術室に持ち込む等)</p>	<p>翌日に予定されている術式ごとにセット化された滅菌器材を、器材展開室及び既消毒滅菌室内の保管棚に前日に準備します。手術前に手術室看護師が保管棚より取り出し、器材展開室にてワゴンに積載します。</p>
125	滅菌の種類	細則 滅菌消毒	第2	2			<p>中央材料室において院内物品の滅菌方法として高圧蒸気滅菌、酸化エチレンガス滅菌、プラズマ滅菌の3種類と考えてよろしいですか？想定医療機器の算定のためにご教示ください。</p>	<p>現状は、ご理解のとおりですが、滅菌方法として規定するものではありません。</p>
126	マットレスの滅菌について	細則 滅菌消毒	第2	2			<p>マットレスの滅菌は、現状、どのように運用されておりますか？</p> <p>現在、酸化エチレンガスで行われている場合、その装置は現在使用している装置を移設して、運用するとの理解でよろしいでしょうか？</p> <p>なお、酸化エチレンガス滅菌装置以外での運用の場合は、想定をご教示ください。</p>	<p>基本的にマットレスは、消毒のみとし、滅菌は行っていませんが、小児用のマットレスについては、滅菌を行う場合もあります。また、ベッド滅菌用の機器を病棟に持ち込み、ベッドを滅菌する場合もあります。</p>
127	アウトブレイク対応について	細則 滅菌消毒	第2	2			<p>院外で集団感染(アウトブレイク)に対する受入れ対応はどのようにお考えですか？施設設備の検討のため想定される対応人数と対応スペースの考え方をご教示ください。</p>	<p>その場合は、3号館の1、2階を封鎖することを想定しています。</p>
128	リネン供給方法	細則 リネン (1)	第2	2	(二) (七)	オ ア	<p>リネンサプライ品(寝具類・マットレス・ユニフォーム等)の各部署への現行供給方法(頻度・時間等の具体的な運用)をご教示ください。</p>	<p>公表する予定はありません。</p>
129	リネン資材の確認	細則 リネン (1)	第2	2	(三)	エ	<p>駒込病院で使用されているリネンサプライ品において、特注品・縫製品がありますか？ある場合は、品目・仕様をご教示ください。</p>	<p>落札者決定後にお示しします。</p>

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
130	カーテンのクリーニング	細則リネン(1)	第2	2	(三)	エ	リネンサプライの供給対象としてカーテンが含まれておりますが、現駒込病院のクリーニング頻度をご教示ください。また、ブラインドのクリーニング頻度もご教示ください。	カーテンは6ヶ月に1回、ブラインドは年に1回の頻度でクリーニングを行っています。なお、それぞれ必要に応じて臨時でクリーニングを行う場合もあります。
131	看護職務住宅の仮眠室、控室	細則リネン(1)	第2	2	(三)	エ	(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.59、112関連)回答No.112では、当直室の寝具交換は現行毎日行い、特に制約される時間帯の定めはない旨回答いただいておりますが、No.59で回答いただいている看護職務住宅の仮眠室、控室67戸に対するリネンサプライ業務の交換対象品目、交換作業時間帯の制限の有無、交換頻度等の想定をお示しください。	看護職務住宅の仮眠室の寝具交換は、使用者が各自行います。そのため、看護職務住宅内の各階の指定の場所に、毎日15時までに必要なリネン等を準備することを求めます。
132	感染症リネンの一次消毒	細則リネン(2)	第2	2	(四)	ウ	感染症病棟・外来における使用済みリネンは、発生部署である当該病棟・外来の外に持ち出す前に現場で一次消毒することが原則等の現状の運用ルール等がございましたら、使用されている滅菌消毒の機器の型式と共にお示しください。また、新病院における感染症リネンの発生場所での一次消毒が必要であるとお考えの場合、その消毒機器設置スペースを設ける等の事業者側の留意点がございましたら、ご教示ください。	前段は、現場での一次消毒は行っていません。後段は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(1)(八)ア(イ)及びjの基準を満たしてください。
133	感染症リネンの一次消毒	細則リネン(2)	第2	2	(四)	ウ	感染症病棟・外来における使用済みリネンは、発生部署である当該病棟・外来の外に持ち出す前に現場で一次消毒することが原則等の現状の運用ルール等がございましたら、使用されている滅菌消毒の機器の型式と共にお示しください。また、新病院における感染症リネンの発生場所での一次消毒が必要であるとお考えの場合、その消毒機器設置スペースを設ける等の事業者側の留意点がございましたら、ご教示ください。	(質問No.132参照)
134	感染症の業務区分	細則リネン(2)	第2	2	(四)	ウ	リネン等が感染症の病原体に汚染されている期間中または汚染の恐れがある期間中の保管と処理は都側業務とありますが、具体的には一次消毒業務のことを指しているとの理解でよろしいでしょうか。また、感染症病棟でのベッドメイクは病原体に汚染されているリネン等の取扱いと想定できますが、事業者側・都側どちらの範疇に含まれるのでしょうか。	前段は、一次消毒のほか、密封されている状態に保っておくことも含みます。後段は、感染症病棟のリネン等の交換については、感染症の病原体に汚染されているベッドは都が、それ以外のベッドは、事業者が行います。
135	感染症病棟・外来のリネン交換	細則リネン(2)	第2	2	(四)	ウ	リネン等が診療用放射性同位元素又は感染症の病原体に汚染されている期間中又は汚染の恐れのある期間中の保管と処理は、都側業務と記載されております。この解釈は、感染症病棟の入院患者と感染症外来のベッド、マットレス、シーツ、寝具等のリネン交換は都側職員が行い、事業者側はリネン庫に当該病棟・外来分のストックを定数補充し、いつでも使用可能な状況を作るという理解でよろしいでしょうか。また、感染症病棟・外来の他、上記解釈が適用される部門等がございましたら、ご教示ください。	前段は、質問No.134をご参照ください。都がリネン等の交換を行うベッドについては、事業者には、常にリネン等の交換ができるような状態を保つことを求めます。後段は、R I病棟のリネン等の交換については、放射性同位元素に汚染されているベッドは都が、それ以外のベッドは、事業者が行います。
136	ベッドメイク手順確認	細則リネン(2)	第2	2	(四)		現状における各諸室のベッドメイクに要する人員配置、時間、作業場所についてご教示ください。	公表する予定はありません。
137	感染症のリネンサプライ業務について	細則リネン(2)	第2	2	(四)	(五)	「感染症の病原体に汚染されている」リネンについては「保管と処理」が、都の業務・費用負担となっておりますが、処理のためにオートクレープ等の設置を想定されれば、その設置場所をお示しください。(感染症病棟の中でしょうか。)	感染症病棟及び感染症外来にオートクレープを設置することを想定しています。

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答
138	院内洗濯について	細則 リネン (4)	第2	2	(七)	ウ	(イ)	(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.115関連) 輸送コストを削減し経営の合理化を図るため、院内に洗濯機を設置し供給対象リネン品の洗濯またはその一部業務を行うことは可能でしょうか。また、院内洗濯を行う方が好ましいリネン品はございますでしょうか。 院内洗濯機の設置が可能である場合、利便施設業務(患者様の私物衣類洗濯等)との併用は可能でしょうか。	前段及び中段は、要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。 後段は、利便施設運営業務との併用はできません。
139	患者の清拭・入浴時間	細則 医療作業 (2)	第2	2	(六)	ウ	(ア)	患者の清拭・入浴の実施時間をご教示願います。	病棟によって異なります。
140	外来の範囲	細則 医療作業 (2)	第2	2	(六)	ウ	(イ)	ここでいう外来とは、業務要求水準書第2細則2個別業務(1)(七)イ(オ)にある、整備後の外来診療科のうち、総合診療科・救急科(内科)と放射線診療科を除いた全ての科でよろしいでしょうか。	総合診療科・救急科は、外来と同様です。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(六)ウ(イ)の記載を修正し、今後、その旨を明示します。外来診療部門の放射線診療科は、ここでいう外来に含まれ、中央診療部門の放射線診療科は、同業務要求水準書第2 2(六)ウ(ク)に含まれます。
141	外来・外来治療センターの医療作業	細則 医療作業 (2)	第2	2	(六)	ウ	(イ)	事業者は外来・外来治療センターの各科に常駐せず、各科の業務実施時間を定めた上で、複数の科兼務という業務形態も可能でしょうか。	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
142	点眼薬等のラベル作成・添付	細則 医療作業 (2)	第2	2	(六)	ウ	(エ) b	点眼薬等とありますが、点眼薬以外も含めたラベル作成・貼付に関し、一日あたりの想定数量をご教示願います。	現時点で公表できる資料はありません。
143	医療作業	細則 医療作業 (4)	第2	2	(六)	ウ	(オ) a -	臨床検査科における補助作業のうち、「a 細菌検査室」の「培地の作成・滅菌」の培地の作成について、具体的な補助作業内容を開示願います。	培地の作成に関する補助作業です。
144	セグメント作製	細則 医療作業 (5)	第2	2	(六)	ウ	(カ) b	セグメント作製とは具体的にどのような業務を想定されているかご教示願います。	血液交差試験用のパイロット検体を準備する業務です。
145	医療作業	細則 医療作業 (5)	第2	2	(六)	ウ	(カ) c	輸血・細胞治療科における補助作業のうち、「c 検査の準備・片付け」の検査の準備について、具体的な補助準備内容を開示願います。	公表する予定はありません。
146	看護部内の事務室における作業補助	細則 医療作業 (6)	第2	2	(六)	ウ	(コ) a	事業者が作業補助を行う管理日誌の整理に関し、1日あたりの日誌数量をご教示願います。また、ここでいう整理とは、日誌のファイリングや、必要箇所への収納であり、紙媒体の日誌をデータ入力する業務を含まないとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、公表する予定はありません。 後段は、含む場合もあります。
147	看護部内の事務室における作業補助	細則 医療作業 (6)	第2	2	(六)	ウ	(コ) b	事業者が作業補助を行う会議資料の作成に関し、1日あたりの会議資料作成数量をご教示願います。また、ここでいう作成とは、都が作成した会議資料のコピーやファイリングであり、資料の内容作成は都側の業務という理解でよろしいでしょうか。	前段は、公表する予定はありません。 後段は、資料作成の補助も考えられます。
148	看護部内の事務室における作業補助	細則 医療作業 (6)	第2	2	(六)	ウ	(コ) c	事業者が作業補助を行う統計作業に関し、1日あたりの統計数量をご教示願います。また、都側が統計ソフト等を使用し、統計資料を作成し、事業者は、その資料のコピーやファイリングを行うという理解でよろしいでしょうか。また、統計ソフトも事業者調達と認識していますが、具体的に使用する端末のスペック・台数・ソフト名(例:SPSS)をご教示願います。	前段は、公表する予定はありません。 中段は、資料作成の補助も考えられます。 後段は、要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。



No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
149	医療作業業務実施に当たって遵守する、各部署において定められた規定	細則 医療作業 (6)	第2	2	(六)	オ		ここでいう各部署において定められた規定をご教示願います。	業務要求水準書中、病院施設等維持管理業務及び病院運営業務の各業務(六)において、「・・・については、病院の規定を遵守する」旨記載している箇所は、「・・・については、病院が定める規定に従う」という基本的な考え方を示したものであり、必ずしも現存している特定の規定を指すものとは限りません。従って、応募者は、遵守すべき病院の規定は可変であるという前提のもと、見積りを作成する必要があります。
150	入退室の規定	細則 医療作業 (6)	第2	2	(六)	カ		ここでいう病院の規定をご教示願います。	業務要求水準書中、病院施設等維持管理業務及び病院運営業務の各業務(六)において、「・・・については、病院の規定を遵守する」旨記載している箇所は、「・・・については、病院が定める規定に従う」という基本的な考え方を示したものであり、必ずしも現存している特定の規定を指すものとは限りません。従って、応募者は、遵守すべき病院の規定は可変であるという前提のもと、見積りを作成する必要があります。
151	医療安全等、病院が定める規定	細則 医療作業 (6)	第2	2	(六)	ク		ここでいう病院の規定をご教示願います。	業務要求水準書中、病院施設等維持管理業務及び病院運営業務の各業務(六)において、「・・・については、病院の規定を遵守する」旨記載している箇所は、「・・・については、病院が定める規定に従う」という基本的な考え方を示したものであり、必ずしも現存している特定の規定を指すものとは限りません。従って、応募者は、遵守すべき病院の規定は可変であるという前提のもと、見積りを作成する必要があります。
152	がん登録 1	細則 一般管理	第2	2				(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.69関連) 現状のがん登録の担当部署と運用方法の詳細、及びがん登録における一般管理支援業務に期待される業務内容についてご教示ください。また、事業者側の必要人工を妥当に見積り可能な参考資料、又は参考必要人工の公表をして頂けますでしょうか？	公表する予定はありません。
153	がん登録 2	細則 一般管理	第2	2				(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.69関連) 事業者は、院内がん登録を一般管理支援業務として行い、地域がん登録は都側業務と理解してよろしいでしょうか？	事業者が行う業務です。
154	会議等の開催頻度	細則 一般管理 (2)	第2	2	(三)			院内において開催される会議等において、事業者に対し出席を求める会議の数量・頻度・種別をご教示ください。	現在、検討中です。
155	歯科技工	細則 一般管理 (4)	第2	2	(六)	個別 事項 工	(ア)	歯科技工の運用の流れを確認させてください。歯科技工に関する指示書については、病院の歯科医師が作成する。事業者はそれに基づいて、指定された日程までに技工物を作成し、指定された場所へ提出する。完成した技工物に対する微細な修正等については、病院側の歯科医師が診療に合わせて行うという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
156	歯科技工	細則 一般管理 (4)	第2	2	(六)	個別 事項 工	(イ)	歯科技工物の具体的な数量については、いつごろ公表される予定でしょうか？	平成18年10月末を目途に、公表する予定です。
157	官報等の数量	細則 一般管理 (5)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	a - 公報・官報・雑誌・新聞の想定数量についてお示しください。	現在の数量は以下のとおりです。 ・公報：購入なし ・官報：1部 ・月刊誌：45件 ・新聞：7紙×1部
158	問診表の保存期間	細則 一般管理 (5)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	a - 問診表の原本について、保存の期間をお示しください。	10年です。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答		
159	文書の廃棄	細則 一般管理 (5)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	a -	文書の廃棄を行うにあたり、想定される数量及び頻度についてお示しください。	公表する予定はありません。
160	文書の廃棄	細則 一般管理 (5)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	a -	文書の廃棄にかかる費用については、病院側の費用負担にて行われるという認識でよろしいでしょうか。	文書の収集・運搬・処理に係る費用を除き、事業者の費用負担となります。
161	年末調整	細則 一般管理 (5)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	b -	年末調整業務とは、あらかじめ取りまとめられた、病院職員の年末調整関連書類（「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」、「給与所得者の配偶者特別控除申告書」などを、指定されたシステムに入力を行い、病院職員の確認を得るといふ業務であり、給与支払報告書等の作成は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	年末調整業務とは、年末調整に必要な書類の準備・配布・回収、提出書類の作成から給与支払報告書等の作成までを指し、事業者には、この補助を行っていただきます。
162	年末調整	細則 一般管理 (5)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	b -	年末調整業務を行うにあたり、対象となる想定人数をお示しください。	「駒込病院年報」（平成17年版）をご参照ください。
163	出勤管理	細則 一般管理 (5)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	b -	出勤管理事務の業務内容として、あらかじめ日数・時間数などが集計されたタイムカードの必要項目を、指定されたシステムに入力を行い、項目の疑義については、病院側が取扱窓口となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	週報・月報作成	細則 一般管理 (5)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	b -	「週報・月報作成事務業務」に関して、想定される作成する書類の項目・数量についてご教示ください。	落札者決定後にお示しします。
165	院内のネットワークについて (1)	細則 一般管理 (6)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	f -	現在、病院内のネットワークは、基幹システムネットワーク、部門システムネットワーク、事務システムネットワーク、院内イントラネット、インターネットの5系統であると理解してよろしいでしょうか。また、このネットワークを現在管理している部署名をご教授ください。	ネットワークの種類及び各ネットワークの管理者は、以下のとおりです。 ・都立病院情報システム：病院経営本部 ・東京都情報通信網（TAIMS）：東京都 ・院内LAN：庶務課企画係 ・部門システム：各部門 ・人事・給与システム：病院経営本部 ・財務会計システム：病院経営本部
166	院内のネットワークについて (2)	細則 一般管理 (6)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	f -	院内ホームページは、上記ネットワークのどのネットワークで運用されておりますでしょうか。また、その運用目的、内容、機能、現在維持管理している方の作業内容・部署名をお示しください。	院内ホームページは、院内LANで運用されています。現在の運用は、以下のとおりです。 ・目的：病院職員への連絡、情報提供 ・内容・機能：病院ホームページ、院内情報、経営指標、委員会情報、研究関係 ・管理部署：庶務課企画係
167	院内のネットワークについて (3)	細則 一般管理 (6)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	f -	現在の基幹システムネットワークで使用しているサーバの目的・台数、スイッチングハブ、ハブの台数、ネットワークケーブルの仕様・総延長をご教示願います。	公表する予定はありません。
168	院内のネットワークについて (4)	細則 一般管理 (6)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	f -	現在の基幹システムネットワークに接続されている部門システム名をご教示願います。	平成18年10月末を目途に、提示する予定です。
169	院内のネットワークについて (5)	細則 一般管理 (6)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	f -	現在の部門システムネットワークで使用しているサーバの目的・台数、スイッチングハブ、ハブの台数、ネットワークケーブルの仕様・総延長をご教示願います。	公表する予定はありません。
170	院内のネットワークについて (6)	細則 一般管理 (6)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	f -	現在の部門システムネットワークに接続されているシステム名をご教示願います。	平成18年10月末を目途に、提示する予定です。
171	ホームページの維持管理(1)	細則 一般管理 (6)	第2	2	(六)	個別 事項 力	(ア)	f -	病院及び院内ホームページの維持管理について、コンテンツの内容などについては、都もしくは病院からの指示に基づき、事業者が指示内容をもとにファイルの修正、修正ファイルのアップロードを行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答	
172	ホームページの維持管理(2)	細則一般管理(6)	第2	2	(六)	個別事項力	(ア)	f-	現在、病院及び院内ホームページをアップロードしているサーバは、駒込病院内にあると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	ホームページの維持管理(3)	細則一般管理(6)	第2	2	(六)	個別事項力	(ア)	f-	上記認識が正しい場合、駒込病院内のどこにサーバが設置されておりますでしょうか。	現時点では、庶務課のOA室内に設置しています。
174	ホームページの維持管理(4)	細則一般管理(6)	第2	2	(六)	個別事項力	(ア)	f-	上記の質問に関連して、ホームページの維持管理費の内、システム整備費(サーバ、PC、ホームページ作成ソフト等の整備費)は一般管理支援業務の運営費に含むとの認識でよろしいでしょうか。	ホームページの維持管理のうち、システム整備は、都が行います。
175	院外調剤薬局に予め処方せんを送ることができる仕組み(1)	別紙1(1)	別紙	1					院外処方せんを予め院外調剤薬局に送ることができる仕組みの中で、全国の全ての薬局ではなく、FAX設備があり、予め駒込病院からFAXを受け取ったことを了承した薬局のみに送ることができればよいとの理解でよろしいですか。	受取設備を有し、かつ、受取りを了承した全国の薬局に送ることができる仕組みを求めます。
176	院外調剤薬局に予め処方せんを送ることができる仕組み(2)	別紙1(1)	別紙	1					院外処方せんを予め院外調剤薬局に送ることができる仕組みの中で、送り先の薬局の選定・調整は、都側が行うとの認識でよろしいでしょうか。	送り先は、患者が選定します。
177	院外調剤薬局に予め処方せんを送ることができる仕組み(3)	別紙1(1)	別紙	1					院外処方せんを予め院外調剤薬局に送ることができる仕組みの中で、FAXを使用する場合には、電話回線などのインフラ設備の初期投資費及びランニングコストについては都の負担となると理解してよろしいでしょうか。	FAXを使用する場合には、通信費を除き、事業者の費用負担となります。
178	院外調剤薬局に予め処方せんを送ることができる仕組み(4)	別紙1(1)	別紙	1					院外処方せんを予め院外調剤薬局に送ることができる仕組みの中で、FAXを使用する場合には、FAXの使用方法などを説明する、補助員などをおく必要はありませんでしょうか。	利用者の状況・状態に合わせて、適切に対応してください。
179	院外調剤薬局に予め処方せんを送ることができる仕組み(5)	別紙1(1)	別紙	1					院外処方せんを予め院外調剤薬局に送ることができる仕組みの使用可能時間帯は、平日8:30~17:15、土曜日8:30~12:30と理解してよろしいでしょうか。	外来患者の診察終了後の使用に支障を来たさないような時間帯としてください。
180	廃棄物処理システムについて	別紙1(2)	別紙	1					都側で想定されている具体的な廃棄物処理システムをご提示ください。また、設置される廃棄物処理装置の保守・点検は都業務ということでしょうか。	前段は、応募者の提案に委ねます。後段は、事業者が行う業務です。
181	廃棄物処理システムについて	別紙1(2)	別紙	1					都側で想定されている具体的な廃棄物処理システムをご提示ください。また、設置される廃棄物処理装置の保守・点検は都業務ということでしょうか。	(質問No.180参照)
182	患者ホルダー	別紙2(4)	別紙	2	2	(2)	ア	(ア)	現病院における「患者ホルダー」とは、どのような機能を持ったものなのでしょうか。この「患者ホルダー」の運用については、事業者側の運用提案により廃止してもよいものなのでしょうか。	前段は、患者ホルダーとは、診察券と受付票を同封できるホルダーです。後段は、この機能を維持できる限り、応募者の提案に委ねます。
183	臨床工学技士室について	別紙3	別紙	3					都想定施設設計案において、臨床工学技士室がICU部門内に設置されていますが、臨床工学技士の運営において、関連の強い部門についてご教示ください。	現状では、人工透析室が挙げられますが、今後は、手術室・ICUでの業務が増加するものと想定されます。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
184	臨床工学技士室の配置の検討	別紙3 別紙11	別紙	3 11				諸室リストの物品管理の項に臨床工学技士室の記載があります。一方、都想定図面ではICU室に臨床工学技士室が配置されています。どのように理解したらよろしいでしょうか。また、手術室、ICU、透視室などに都臨床工学技士が常駐される場合、それぞれ臨床工学技士室を配置する必要がありますでしょうか。	前段は、諸室リストでは、ME管理の観点から物品管理の項に記載しています。また、都想定施設設計案は、今後の臨床工学技士室の業務は、手術室・ICUでの業務が増加することを想定し、手術室に近接したICU内への配置を想定したものです。後段は、それぞれに臨床工学技士室を配置する必要はありません。
185	臨床工学技士室の配置の検討	別紙3 別紙11	別紙	3 11				ICUとMEセンターが隣接した場合、ICUの臨床工学技士室をなくし、MEセンターと集約して一室にしてもよろしいでしょうか。	可能です。なお、設計段階で事業者が諸室に係わる性能、機能などについて病院の要望を聞き取り、協議・調整を行った上で決定するものとします。
186	病棟のカンファレンス室について	別紙3	別紙	3				都想定施設設計案において、本館病棟のカンファレンス室は、おおむね既存図でのカンファレンス室の位置・広さを踏襲していますが、現状、カンファレンスを行う際に、出席されている人数の目安をご教示ください。	15名から20名程度が出席するカンファレンスを想定しています。
187	搬送設備の運用	別紙3	別紙	3				都の想定案の中に中型搬送設備と気送管がありますが、それぞれの使用目的をどのように想定されておられますか？	中型搬送設備については、主に薬剤科から病棟と外来治療センターへの注射薬・処方薬・配置薬等の搬送、中央滅菌材料室から病棟への滅菌器材の搬送、気送管については、主に書類・検体の臨時搬送を想定しています。
188	耐震補強について	別紙3	別紙	3				(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.148関連) 平成18年9月末までに、都が行った耐震診断の計算過程及び結果を公表することでしたが、いつ公表されますでしょうか。	平成18年10月末を目途に、提示する予定です。
189	研究部門の移設について	別紙9	別紙	9				(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.39関連) 「3号館(臨床医学総合研究所)2階平面図X1からX2通り、AからK通り間の動物関係を除く各研究室」が仮設棟に移転するとありますが、業務要求水準書別紙9に記載された移設品リストの中で、上記の範囲に含まれている機器はございますか。 また、含まれていれば、その機器をご指示ください。	含まれている機器はありません。
190	放射線機器の整備計画について	別紙9 別紙13	別紙	9 13				新規調達する機器、及び移設する機器について、現段階で確定している情報を開示願います。  【補足】 業務要求水準書別紙9、13及びCD-ROMで頂きました「主要な医療機器の想定配置リスト」、病院年報に掲載されておりました資産リストの整合が情報不足によりとれません。現在どこの部屋にあるどのメーカーのどの規格の機械を、新病院でどこに移設するのか、新規調達する機器をどの部屋に配置するのか、といった情報を頂ければと存じます。	現時点で事業者に移設・調達を求めると想定している品目を掲載した大型医療機器移設品リスト及び医療機器調達品リストは、平成18年10月末を目途に、公表する予定です。実際に移設・調達する品目は、移設・調達前に事業者と協議の上、都が決定します。
191	放射線機器の整備計画について	別紙9 別紙13	別紙	9 13				新規調達する機器、及び移設する機器について、現段階で確定している情報を開示願いませんか？業務要求水準別紙9、13、CD-ROMで頂きました「主要な医療機器の想定配置リスト」、病院年報に掲載されておりました資産リストの整合が情報不足によりとれません。現在どこの部屋にあるどのメーカーのどの規格の機械を、新病院でどこに移設するのか、新規調達する機器をどの部屋に配置するのか、といった情報を頂ければと存じます。	(質問No.190参照)

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
192	移設予定医療機器の部門システム、及び電子カルテへの接続について	別紙9 別紙13	別紙	9 13				移設予定医療機器について、電子カルテシステムあるいは部門システムに接続されている、又はオフラインで使用されている、といった情報をご教示願いませんか。	平成18年10月末を目途に、公表する予定です。
193	移設予定医療機器の部門システム、及び電子カルテへの接続について	別紙9 別紙13	別紙	9 13				移設予定医療機器について、電子カルテシステムあるいは部門システムに接続されている、又はオフラインで使用されている、といった情報をご提示頂くことは可能でしょうか。	(質問No.192参照)
194	移設予定医療機器の部門システム、及び電子カルテへの接続について	別紙9 別紙13	別紙	9 13				当該機器について、現状システムに接続されている、又はアナログタイプによりオフラインで使用されている、といった情報をご提示頂くことは可能でしょうか。	(質問No.192参照)
195	透析室以外での人工透析について	別紙11	別紙	11				諸室概要シート・設計水準では、透析室以外で透析に必要な給排水設備を設けるのは一般手術室のみとなっております。一方で、平成17年度駒込病院年報によると、ICU透析50日・病室透析24日とあります。全面改修後、ICU・一般病棟・感染症病棟において透析をどのように想定されているのかご教示ください。また、現状の給排水を必要とする血液浄化療法の実績、その具体的な方法(水道水及びRO水の確保、排水)についてご教示いただきたく存じます。	ICU、一般病棟及び感染症病棟においては、ポータブルタイプの機器を用いて透析を行う想定です。実績等は、落札者決定後にお示しします。
196	術中透析について	別紙11	別紙	11				OR(一般手術)室について、「術中透析が必要な場合は、給水・排水を準備する。」とありますが、現状の術中透析の実績、その具体的な方法(水道水及びRO水の確保、排水)についてご教示ください。また、整備後は、ポータブルRO装置に水道水を供給する設備を、手術室部門内に設置する考え方もよろしいですか。(使用頻度により、死に水になってしまい、水質に影響が出ることを懸念しております。)	手術室においては、ポータブルタイプの機器を用いて透析を行う想定です。実績等は、落札者決定後にお示しします。
197	喫煙室について	別紙11	別紙	11				喫煙室は、整備後の必要諸室に含まれていません。現状は、敷地南側の屋外に、プレハブでの喫煙室を設置されているようですが、今後の運用方針についてご教示ください。(建物内での喫煙について/敷地内の喫煙について、認めるか否か。認める場合の喫煙場所の設置方法について)	今後の運用方針では、建物内での喫煙を認めません。敷地南側の屋外のプレハブは都が撤去します。また、敷地内についても、原則として禁煙ですので、病院として灰皿は設置しません。
198	喫煙室について	別紙11	別紙	11				喫煙室は、整備後の必要諸室に含まれていませんが、緩和ケア病棟は禁煙との理解でよろしいでしょうか。	今後、検討します。
199	喫煙室について	別紙11	別紙	11				喫煙室は、整備後の必要諸室に含まれていません。現状は、敷地南側の屋外に、プレハブでの喫煙室を設置されているようですが、病院施設等維持管理業務の業務対象範囲でしょうか。	(質問No.197参照)
200	病棟の当直室について	別紙11 (2)	別紙	11				一般病棟で計5室の当直室設置が求められていますが、想定している利用者について、ご教示ください。	医師を想定しています。
201	病棟のパントリーについて	別紙11 (2)	別紙	11				一般病棟のパントリーは、18室設置(112~114病棟を除いた各病棟1ヶ所)となっておりますが、1フロアに2病棟配置されている階については事業者判断により、2病棟共有で1ヶ所のパントリーを設置することは可能と判断してよろしいですか。	可能です。設計段階で事業者が諸室に係わる性能、機能などについて病院の要望を聞き取り、協議・調整を行った上で決定するものとなります。

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答
202	患者医療情報室について	別紙11 (8)	別紙	11				(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.124関連) 上記質問回答より、別紙11 諸室リストにおいて、設置が求められている「患者医療情報室」は、眼科検査棟に配置されている「患者医療情報室」を指すと判断できますが、都想定施設設計案において、本館2階に「患者医療情報室」を配置している理由(2ヶ所に分散配置している理由)をご教示ください。	都想定施設設計案における本館2階の「患者医療情報室」は、「医療情報・相談室」と類似の業務を行うことを想定しているものです。
203	医療機器調達品リスト	別紙13	別紙	13				(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.135関連) 平成18年9月末までに、別紙13の詳細情報を公表するとのことでしたが、いつ公表されますでしょうか。	平成18年10月末を目途に、公表する予定です。
204	備品などの移設について	別紙14	別紙	14				「備品等調達品リスト」に含まれていない備品類は、(原則として)既存品を移設して使用すると判断してよろしいですか。	ご理解のとおりです。

入札説明書別添資料2 審査基準

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答
205	審査基準と様式 ～ の設問と のリンク	7～9	第2	2	(2)	イ	(ア) (イ)	9月29日に公表された様式～の各設問は、審査基準が記された形式審査(a、b、c)及び実質審査の審査対象区分(a、b、c、d)のどの項目に該当するか、ご教示ください。	今後、公表します。
206	審査の配点について	8	第2	2	(2)	イ	(イ)	入札の実質審査において、配点(大)は既に公表されていますが、配点(小)についても公表していただけますか。	今後、公表します。

入札説明書別添資料 3 提案書類作成要領及び様式集

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答	
207	公表資料	1	第 1					2006年9月15日に公表いただきました質問回答書No. 2に、『10月に予定されている第3回質問回答のほかに、2007年1月の入札書類受付までの期間の質疑の機会に関しまして、「必要に応じて機会を設けます」と回答を頂戴しておりますが、今後公表される事業計画書のExcel File等の質疑回答の機会も頂戴できますようお願い致します。	エクセルファイルによる事業計画の様式を都が作成の上、公表又は提示することは考えていません。	
208	各階平面図について	8	第 1	2	(4)	ア	(I)	c	「各階ごとに1枚の用紙に作図」と記載されていますが、「入札説明書別添資料6 参考資料集第2 1(2)の平面図に準じたレイアウト」のとおり、9階以上の階については、1枚の用紙に複数階を並べて作図してもよろしいですか。	ご理解のとおりです。
209	設計図面の記載内容について	8	第 1	2	(4)	ア	(I)	b ~ e	「配置図」「各階平面図」「立面図」「断面図」において、図面内に説明文章・動線・ダイアグラムなどを記載することは構わないと判断してよろしいですか。	ご理解のとおりです。ただし、その場合は、説明文章・動線・ダイアグラムなどの、記載のない平面図も併せて添付してください。
210	立面図・断面図について	8	第 1	2	(4)	ア	(I)	d e	提出枚数について制限はないと判断してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
211	日影図について	8	第 1	2	(4)	ア	(I)	f g	「基準時以後・複合」の内容をご教示ください。 提案での建物形状における、複合日影図と判断してよろしいですか。	ご理解のとおりです。 なお、「基準時以後・複合」とは、「東京都日影による中高層建築物の高さに関する条例」（昭和53年7月14日東京都条例第63号）施行後に新たに建築された建築物を含む複合日影図を意味するものです。
212	部門別面積表について	8	第 1	2	(4)	ア	(I)	i	「部門別面積」とは、「業務要求水準書第2 2(1) (八)イ(イ) a-」に示す、「01 病棟部門」「02 外来診療部門」・・・という単位ごとに算出すればよろしいですか。 また、数値精度は、一位までとしてよろしいですか。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 別紙11 2の諸室リストにお示しする「機能名」ごとに算出してください。また、数値精度は、小数点第1位以下を四捨五入し、整数としてください。
213	部門別面積表について	8	第 1	2	(4)	ア	(I)	i	「部門別面積」において、部門内の廊下・待合スペースなどは、部門面積に含めることでよろしいですか。	ご理解のとおりです。
214	部門別面積表について	8	第 1	2	(4)	ア	(I)	i	「部門別面積」において、病棟内の廊下は、「01 病棟部門」の面積に含めることでよろしいですか。	ご理解のとおりです。
215	諸室一覧表について	8	第 1	2	(4)	ア	(I)	j	「諸室一覧表」について、室名・室数以外に記載すべき内容についてお示してください。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 別紙11 4の諸室概要シートにお示しする「諸室」については、面積を記載してください。
216	工事工程（平面）概要について	8	第 1	2	(4)	ア	(I)	k	「入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙3の都想定施設設計案に準じて作成」とありますが、「別紙3 1(1)ウ 工事工程（平面）」に準ずるものであり、「別紙3 1(1)オ 工事段階ごとの本館、3号館、別館の建築平面図」に準ずるものではないと判断してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
217	内観パース・外観パースの提出方法について	10	第 1	2	(4)	イ			「設計図面等のうちm及びn（外観パース・内観パース）については、スチレンボードに貼り付けたもの」と記載されていますが、他の設計図面等と同様、A3用紙を横にしなければなりません。	A3用紙の横使いで作成してください。



No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答
218	経営支援の体制	43	第2	様式	3			当該様式で言及を求められている「5 経営支援の体制」とは、SPCに対する経営支援の体制について記述するのですか？あるいは、様式-13で記述する病院に対するSPCの経営支援業務の体制について記述するのでしょうか？ご教示ください。	当該記載は、様式-13で記述する病院に対するSPCの経営支援業務の体制についての言及を求めているものです。
219	様式集並びに事業計画関連	45他	第2	様式	3	A	他	様式集中に各種業務の事業計画提案書（積算根拠、費用見積り）をご提示いただきましたが、今後、Excel Fileにて事業計画書を公表いただけるという理解でよろしいでしょうか。	（質問No.207参照）
220	給与レベル	45他	第2	様式	3	A	他	給与レベルの設定は、事業者の裁量に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	給与レベル	45他	第2	様式	3	A	他	現在の様式集では給与レベルの階層がA～E（5段階）に分かれておりますが、さらに階層を詳細に設定（10段階）することをご了承いただけますようお願い致します。	給与レベルの階層の数は、応募者に委ねます。
222	給与レベル	45他	第2	様式	3	A	他	給与レベルの人数、単価に関しましては、小数点以下の端数が発生しますことをご了承いただけますようお願い致します。	小数点以下の端数が発生することは問題ありませんが、1の積算根拠にその理由が分かるような説明を記載してください。
223	BPRの実施例について	48	第2	様式	5			「主要なBPRの実施例を記述」と記載されていますが、「改善提案」において提案した内容を含めて記述してよろしいですか。	「主要なBPRの実施例」に、「改善提案」において提案した内容を含めることは可能です。
224	協力企業の評価・選定について	49	第2	様式	6			様式-6に記載されている「協力企業」とは、「特定協力企業」を含むと判断してよろしいですか。	平成18年5月31日付の入札説明書第33（1）ア（1）に記載しているとおり、協力企業には特定協力企業を含みません。
225	病院のニーズ・要望事項等の把握について	50	第2	様式	7			「病院のニーズ・要望事項等の把握方法」について、主として病院をカウンターパートとする会議、現況調査・ヒアリング等の形式を採ることになると考えています。提案においては、病院（都）側の意向を確認することなく、記述せざるをえない面がありますが、よろしいですか。	入札時には、応募者の想定を記載してください。落札者決定後、都と落札者との間で協議を行い、決定するものとします。
226	協力企業社員を対象とした各種教育・研修	52	第2	様式	9			当該様式では全個別業務に共通する協力企業社員を対象とした教育・研修の考え方の記述を求められていますが、ここでの「全個別業務」とは、入札説明書第26（2）の個別業務のうち、I・Uの病院施設等維持管理業務及び病院運営業務に含まれる個別業務を対象としているとの理解でよろしいでしょうか？	平成18年5月31日付の入札説明書第26（2）の個別業務のうち、I・Uの病院施設等維持管理業務及び病院運営業務のほか、工の医薬品・診療材料等調達業務も含まれます。
227	協力企業社員を対象とした各種教育・研修	52	第2	様式	9			当該様式では全個別業務に共通する協力企業社員を対象とした教育・研修の考え方の記述を求められていますが、ここでの「全個別業務」とは、入札説明書第26（2）の個別業務のうち、I・Uの病院施設等維持管理業務及び病院運営業務に含まれる個別業務を対象としているとの理解でよろしいでしょうか？	（質問No.226参照）
228	各業務のバックアップ体制	54	第2	様式	11			当該様式でいうところの「各業務」とは、入札説明書第26（2）の個別業務のうち、I・Uの病院施設等維持管理業務及び病院運営業務に含まれる個別業務を対象としているとの理解でよろしいでしょうか？	平成18年5月31日付の入札説明書第26（2）の個別業務のうち、I・Uの病院施設等維持管理業務及び病院運営業務のほか、工の医薬品・診療材料等調達業務も含まれます。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
229	各業務のバックアップ体制	54	第2	様式	11			当該様式でいうところの「各業務」とは、入札説明書第2-6(2)の個別業務のうち、イ・ウの病院施設等維持管理業務及び病院運営業務に含まれる個別業務を対象としているとの理解でよろしいでしょうか？	(質問No.228参照)
230	将来の情報技術の進歩に対応できる体制について	55	第2	様式	12		留意点 1	記述にあたっての留意点として「将来の情報技術の進歩に対応できる体制」とありますが、将来の情報技術の進歩とは、東京都病院経営本部が平成14年4月に策定し、公表している「病院経営本部行動計画」を充足する程度相当を充足する、という理解でよろしいでしょうか。他に都で想定されている指針等がありましたら、ご教示願います。	前段は、常に最先端の機能を有した病院であり続けるために、あらゆる情報技術の進歩に対応できる体制を求めるものであり、単に「病院経営本部行動計画」を充足する程度のものではありません。後段は、具体的な想定はありませんが、このことを踏まえた上で、応募者において適切に想定してください。
231	将来の情報技術の進歩に対応できる体制について	55	第2	様式	12		留意点 1	記述にあたっての留意点として「将来の情報技術の進歩に対応できる体制」とありますが、将来の情報技術の進歩とは、東京都病院経営本部が平成14年4月に策定し、公表している「病院経営本部行動計画」を充足する程度相当を充足する、という理解でよろしいでしょうか。他に都で想定されている指針等がありましたら、ご教示願います。	(質問No.230参照)
232	医療機器調達における対価の請求時期について	5 144	第2	様式 様式	14 4			(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.182関連) ご回答に「設置と・・・サービスの対価に計上することができます。」とありますが、様式-14 統括マネジメント業務及び事業計画提案書[年度別サービスの対価支払予定表](P.59)に工期にあわせて設置した年度毎の計上し、その合計が様式-4 調達業務提案書1 医療機器調達業務及び備品等調達業務の費用合計に合致するように見積もればよろしいでしょうか。	そのようなご理解で結構です。
233	空地率について	76	第2	様式	3			「空地率」の定義についてお示ください。	空地率の定義は、以下のとおりです。 空地率 = 空地面積 / 敷地面積 × 100 (%) なお、空地面積とは、建築物又はこれに準じる工作物に覆われていない敷地の部分の面積をいいます。
234	大事故について	78	第2	様式	5			「非常時に備えた対応等」の中に「大事故」と記載されていますが、具体的にどのような事故を指しているかについてご教示ください。	一時期に、大量の負傷者を収容するような事態を想定しています。
235	非常時の運用について	78	第2	様式	5			「非常時の運用については、本様式に別紙の形式で添付」と記載されていますが、「非常時の運用」とは、何の運用を指していますか。	ここでいう「非常時の運用」とは、新興感染症の大流行や大事故の発生などの非常時における病院施設等の運用を指します。
236	非常時の運用について	78	第2	様式	5			「非常時の運用については、本様式に別紙の形式で添付」と記載されていますが、「別紙の形式で添付」とは、「提出書類作成要領及び様式集第1-2(4)イ」に示す「病院施設等施設整備業務提案書」とは、別冊にて提出することを示していますか。	平成18年9月29日付の入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集第1-2(4)イに示す「病院施設等施設整備業務提案書」の巻末に添付してください。
237	研究部門について	78	第2	様式	5			(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.40関連) 研究部門については「国内の最新のがん専門病院に併設される研究施設と同様の仕様」とありますが、様式-5-において記載すべき、研究部門の部門内の諸室構成については、「業務要求水準書第2-2(1)(九)」に示される条件に基づいて、応募者が適宜判断をすればよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答	
238	代表的な諸室について	80	第2	様式	5			注釈中の「代表的な諸室」の定義はありますでしょうか。「室数が多いもの、規模が大きいもの」など提案者の判断によるものとしてよろしいでしょうか。	「代表的な諸室」は、中央診療部門のうち、例えば、手術室ではOR、リハビリテーションでは運動器リハビリ室、中央滅菌材料室では未清潔器材室など、その機能ごとに特有の仕上材を使用する諸室を意味するものです。
239	設備方式の採用理由について	83～86	第2	様式	7	～		電気設備・空調設備・給排水衛生設備・昇降機設備について、記述に当たって4点の留意点が示されていますが、「当該方式を採用する理由」を述べる際に、上記4点の視点からの理由付けを必要としますか。	必ずしも理由付けである必要はありませんが、4点の視点に関する記述を求めます。
240	病院情報システム、医療機器の移転	92	第2	様式	11		留意点 3	留意点の3に病院情報システム、医療機器等をできる限り止めることなく稼働できる体制が取られていることとありますが、『できる限り止めることなく』とは必ずしも代替品等を用意して機能が止まることを完全になくすということではなく、各医療機器、各病院情報システムごとに止められる時期、期間などを病院との協議により決定する。という理解でよろしいでしょうか。また、什器、備品の移転についても同様と考えてよろしいでしょうか。	本記載は、「体制」について記述を求めるものであり、停止する時期、期間、時間等については、必要に応じ、適切なタイミングで、都と事業者の間で協議することになります。
241	洗浄・滅菌設備について	93	第2	様式	12	A		「工事費」「病院施設」の中に、「洗浄・滅菌設備」という項目が記載されていますが、業務要求水準書の施設整備業務において、該当項目が見当たりません。誤記と判断してよろしいですか。	病院運営業務を実施するために整備する設備のうち、滅菌消毒業務における洗浄・滅菌設備に関する費用のみ、様式 - 5 - の費用見積りではなく、様式 - 12 - Aの施設整備費積算表及び様式 - 1 - 病院施設等保守管理業務の費用見積りに計上してください。また同様に、厨房設備のうち、建物と一体となるものに関する費用は、様式 - 4 - の費用見積りではなく、様式 - 12 - Aの施設整備費積算表の給排水衛生設備工事費及び様式 - 1 - 病院施設等保守管理業務の費用見積りにおける、給排水衛生設備に計上してください。
242	施設整備費積算表について	93	第2	様式	12	A		積算表の年度が「平成18～20年度」となっていますが、「平成19～23年度」と読み替えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
243	施設整備費積算表について	93	第2	様式	12	A		既存の仕上材・設備機器・配管類の撤去工事費用・処分費用は、全て「撤去処分費」に計上すればよろしいですか。	ご理解のとおりです。
244	施設整備費積算表について	93	第2	様式	12	A		整備後の諸室配置により、既存の躯体（壁・スラブ等）を撤去し、新たに躯体を設ける場合、撤去工事費用・処分費用は「撤去処分費」に計上し、新設する躯体工事費用は、「躯体工事費」に計上すればよろしいですか。	ご理解のとおりです。なお、ご質問のような場合は、積算根拠の欄にその旨がわかるように記載してください。
245	施設整備費積算表について	93	第2	様式	12	A		改修工事ステップの都合により、整備後の用途とは異なる、仮設の室を設置する場合（例えば、都想定施設設計案において、3号棟の一部を研究部門に改修する前に、仮設病室として設ける場合など）、その新設工事費用・撤去費用は、「その他仮設費」に計上しますか。または、新設工事費用は各々「建築上工事費・電気設備工事費・・・」に計上し、撤去費用は「撤去処分費」に計上しますか。	工事費用は「その他仮設費」、撤去費用は「撤去処分費」に計上し、積算根拠の欄にその旨がわかるように記載してください。また、必要に応じて行を追加し、可能な限り詳細な項目に分けて記入してください。
246	施設整備費積算表について	93	第2	様式	12	A		（平成18年6月30日付第1回入札説明書等に関する質問回答書No.4関連）「仮設棟建設に係る部分に相当する額の資金をSPCに調達していただく」と記載されていますが、「施設整備費積算表」に示す「仮設棟」の範囲（建築工事費～昇降機設備工事費）を示すと判断してよろしいですか。	「施設整備費積算表」に示す「仮設棟」の範囲（建築工事費～昇降機設備工事費）のほか、仮設棟の撤去・処分費を含みます。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
247	給与レベル設定について	98～	第2	様式	1	B など	人件費の給与レベルは、各業務ごとに設定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	給与レベル設定について	98～	第2	様式	1	B など	人件費の給与レベルは、必要に応じてE以降のレベルを増やしてもよろしいでしょうか。あるいは、減らすことも可能でしょうか。	給与レベルの階層の数は、応募者の提案に委ねます。
249	各年度ごとの費用見積りについて	98～	第2	様式	1	B など	平成21年度～平成37年度の各年度の費用見積りは、都度かかる費用を計上し、最右列の「初年度サービスの対価：合計/17」列で平準化計算するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	各年度ごとの費用見積りについて	98～	第2	様式	1	B など	事業者を支払われるサービスの対価のうち「維持管理費及び運営費」については、個別業務の費用見積りの各年度の総計金額（年度ごとに異なっても平準化せずに）を合算して支払われると理解してよろしいでしょうか？	年度ごとに平準化して支払います。各費用見積りの（注4）に記載しているとおり、各年の費用には、実態に即した内容（年度ごとに支出状況が異なる点を反映させた内容）を計上していただきますが、費用合計を17分の1にした額を各年に支払います。
251	各年度ごとの費用見積りについて	98～	第2	様式	1	B など	事業者を支払われるサービスの対価のうち「維持管理費及び運営費」については、個別業務の費用見積りの各年度の総計金額（年度ごとに異なっても平準化せずに）を合算して支払われると理解してよろしいでしょうか？	（質問No.250参照）
252	費用見積りの項目について	100～101	第2	様式	1	D～ E	費用見積りの項目を必要に応じて追加・削除・修正してもよろしいでしょうか。	追加がある場合は、「その他」欄をご活用ください。また、削除・修正は行わないでください。
253	業務を兼務する場合の人件費の取り扱いについて	103	第2	様式	1	G	当該業務において他業務の人員が兼務する場合（人件費が発生しない場合）、どのように表示すればよろしいでしょうか。	業務への従事度合いに従って費用を按分の上、計上してください。なお、1の積算根拠においてその旨が分かるように記載してください。
254	非常駐員の人件費について	104	第2	様式	1	H	当該業務において、現地に常駐しない人員の人件費はどのように表示すればよろしいでしょうか。	必要な費用を計上するとともに、その旨が分かるように記載してください。
255	緊急時における生命維持管理装置の故障・不具合時の一次対応の業務区分	110	第2	様式	4		医療機器の管理・保守点検業務については事業者側で行うことになっており、365日24時間の対応を前提にS P C業務を提案することが前提ですが、夜間等の緊急時のやむをえない場合、病院職員の判断で病院職員が以下の機器の故障・不具合時の一次対応を行うこともあり得ると思われま。そのような場合、アベイラビリティの欠如＝減額の対象には当たらないと考えて良いでしょうか？ 生命維持管理装置 治療用機器 理学診療用機器 検査用機器 薬局用機器 その他医療機器	そのように考えています。
256	緊急時における医療機器の病棟間での貸借の業務区分	110	第2	様式	4		医療機器の管理・保守点検業務については事業者側で行うことになっており、365日24時間の対応を前提にS P C業務を提案することが前提ですが、夜間等の緊急時のやむをえない場合、病院職員の判断で病院職員が医療機器の病棟間での貸借を行うこともあり得ると思われま。そのような場合、アベイラビリティの欠如＝減額の対象には当たらないと考えて良いでしょうか？	そのように考えています。

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答	
257	患者の待ち時間	115	第2	様式	1			現状の駒込病院において、患者待ち時間に関する調査実施の有無、及び待ち時間が長くなっている要因について、どのように分析されているかご教示ください。分析がなされていない場合、入札提案の設問にお答えするに当たり、事業者が適宜その要因分析が可能となる病院職員様と接触して、分析を可能とする体制をご容認ください。	患者待ち時間に関する調査は、病院経営本部が主体となり、「患者満足度アンケート」の中で行っています。また、院内委員会である「患者サービス向上委員会」においても、患者待ち時間に関する調査を実施しています。なお、病院職員との接触は認められません。	
258	病床稼働状況の確認方法	115	第2	様式	1			現状の駒込病院における病床稼働を把握するシステムの有無とその運用方法について、ご教示ください。	平成18年9月15日付の第2回入札説明書等に関する質問回答書No.79に記載したとおり、病院情報システムで空き状況を確認した後、病棟巡回を行い、最終的な把握を行っています。	
259	自治体病院の会計制度に適合し、かつ、経営支援業務と連携したデータの収集方法について	115	第2	様式	1		C	9	「自治体病院の会計制度に適合し、かつ、経営支援業務と連携したデータの収集方法」とありますが、具体的に想定されている会計基準、及びデータの収集方法等がありましたら、ご教示願います。	現時点で公表できる資料はありません。
260	検査結果を病院情報システムに反映する仕組みについて	117	第2	様式	2		C	3	「検査結果を病院情報システムに反映する仕組み」とありますが、これは電子カルテシステムに反映する仕組みとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
261	検査結果を病院情報システムに反映する仕組みについて	117	第2	様式	2		C	3	「検査結果を病院情報システムに反映する仕組み」とありますが、これは電子カルテシステムに反映する仕組みとの理解でよろしいでしょうか？	(質問No.260参照)
262	検査結果を病院情報システムに反映する仕組みについて	117	第2	様式	2		C	3	上記質問に関連して、ITで実現することが前提となる場合、その実現方法等は本様式ではなく、様式-12「統括マネジメント業務及び事業計画提案書[システム・インテグレーション業務]においても重複して記載が求められているのでしょうか？	病院施設等維持管理業務及び病院運営業務を行うために部門システムを活用する場合は、様式-12や様式-3-Bのシステム・インテグレーション業務関連の様式ではなく、各業務の仕様及び費用見積りに記載してください。
263	検査結果を病院情報システムに反映する仕組みについて	117	第2	様式	2		C	3	上記質問に関連して、ITで実現することが前提となる場合、その実現方法等は本様式ではなく、様式-12「統括マネジメント業務及び事業計画提案書[システム・インテグレーション業務]においても重複して記載が求められているのでしょうか？	(質問No.262参照)
264	検体検査件数・試薬数量	118	第2	様式	2		A		「1 積算根拠及び設定単価」の「(2)設定単価」について、【見積りの前提とする検査や試薬の件数及び数量は、後日公表予定】と公表いただきましたが、これは検査項目別に後日公表いただけるとの理解でよろしいのでしょうか？	ご理解のとおりです。
265	S P Cが調達した医薬品・診療材料等の使用実績を病院情報システムに反映する仕組み	120	第2	様式	3		C	2	「S P Cが調達した医薬品・診療材料等の使用実績を病院情報システムに反映する仕組み」とありますが、この仕組みについては、必ずしもITで実現することが前提ではないと理解してよろしいでしょうか？	要求水準を満たす限り、ご理解のとおりです。
266	S P Cが調達した医薬品・診療材料等の使用実績を病院情報システムに反映する仕組み	120	第2	様式	3		C	2	「S P Cが調達した医薬品・診療材料等の使用実績を病院情報システムに反映する仕組み」とありますが、この仕組みについては、必ずしもITで実現することが前提ではないと理解してよろしいでしょうか？	(質問No.265参照)
267	医薬品・診療材料の供給時におけるセット化	120	第2	様式	3				現状の駒込病院における物品管理部門から供給される医薬品・診療材料において、手術、検査、処置等の現状のセット化の比率、及びセット化に対する現場の方針について、ご教示ください。	公表する予定はありません。

No.	質問項目	頁	該当箇所						質問	回答
268	S P C が調達した医薬品・診療材料等の使用実績を病院情報システムに反映する仕組み	122	第 2	様式	4		C	2	上記質問に関連して、ITで実現することが前提となる場合、その実現方法等は本様式ではなく、様式 - 12「統括マネジメント業務及び事業計画提案書[システム・インテグレーション業務]において重複して記載が求められているのでしょうか？	(質問No.262参照)
269	S P C が調達した医薬品・診療材料等の使用実績を病院情報システムに反映する仕組み	122	第 2	様式	4		C	2	上記質問に関連して、ITで実現することが前提となる場合、その実現方法等は本様式ではなく、様式 - 12「統括マネジメント業務及び事業計画提案書[システム・インテグレーション業務]において記載することとしてもよろしいでしょうか。	(質問No.262参照)
270	備品等調達品について		別紙 2						備品等調達品リストNo.37のその他備品等一式 ¥18,478,000.-の明細(少なくとも、什器・備品等の区分)についてご教示ください。	公表する予定はありません。
271	備品等調達品について		別紙 2						備品等調達品リストにおける参考価格とはどのような意味を持つ金額なのかご教示ください。	都が参考までに示す金額ですが、応募者の提案する金額を拘束するものではありません。
272	備品等調達品について		別紙 2						備品等調達品リストにおける参考価格とはどのような意味を持つ金額なのかご教示ください。	(質問No.271参照)
273	備品等調達品について		別紙 2	(注4)					備品等調達品リストにおけるグループ単位の提案は、例えば、スチール家具一式、電気製品一式、木製家具一式といったグループ単位での見積額及び値引率ということでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、備品等調達品リストに掲載されている品目との関係が分かるように記載してください。
274	後日公表の数量等	118 128	第 2 第 2 別紙 1 別紙 3	様式 様式	2 6		A A		検体検査業務、リネンサプライ業務の様式並びに別紙 1 医療機器調達品リスト、別紙 3 医薬品・診療材料等調達品リストにおいて「後日公表予定」とされている情報は、いつまでに開示頂けるかお示しください。	平成18年10月末を目途に、公表する予定です。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
275	事業契約書(案)第9条	3	第2章		第9条		「病院情報システム関連業務」において(3)部門システムの調達とあるが、SPDのコーディングソフトウェア、病院の原価分析を行う経営分析ソフトウェアは甲が調達する病院情報システムに含まれるのでしょうか?	SPDのコーディングソフトウェアは、都立病院情報システムに含まれません。また、SM機能を果たすために必要な、各種統計データの抽出のためのソフトウェアは、事業者の費用負担で、事業者が行ってください。
276	事業契約書(案)第9条	3	第2章		第9条		「病院情報システム関連業務」、部門システムが原因で電子カルテの端末がフリーズした場合、「減額の上限はシステム開発費を超えない」等の上限の設定はありますでしょうか?	上限を設定することは考えていません。
277	事業契約書(案)第12条	4	第2章		第12条		「対象情報システム全体の保守管理及び運営」の指す、対象情報システムとは基幹システム(電子カルテ)とそれに接続される高度医療機器、画像診断システム、給与管理システム等及び、乙の持ち込む部門システム全体を指すとの理解でよろしいでしょうか?	ここでいう「対象情報システム」の定義は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第10条に記載しているとおりです。
278	事業契約書(案)第14条	4	第2章		第14条	1	「ソフトウェアの保守管理・運営」に記載の【対象情報システムの開発に携わったシステムエンジニアを病院に常駐させる】このシステムエンジニアとは乙が調達する部門システムの開発SEを指すとの理解でよろしいでしょうか?また、常駐の定義として勤務時間は病院の開院時間を指すとの理解でよろしいでしょうか?	前段は、平成18年4月28日付の平成18年3月30日・31日に公表した資料に関する質問回答書No.79に記載しているとおり、常駐システムエンジニアは、開発に携わったシステムエンジニアであることが必要です。一方で、システム間の接続等についても事業者の業務と想定していますので、SM機能を果たすためには、それに携わったシステムエンジニアも必要です。ただし、開発に携わったシステムエンジニアがシステム間の接続等についても責任をもって業務に当たれるならば、開発に携わったシステムエンジニアとシステム間の接続等に携わったシステムエンジニアが同一でも可とします。後段は、同質問回答書No.81に記載しているとおり、病院での24時間の常駐体制を求めます。
279	事業契約書(案)第15条	5	第2章		第15条		【医療保険制度の改正への対応費用は、本件病院のために特別に開発した部分を除き、甲の負担とする】とありますが、社会的要因として税制の変更、DPCからDRG-PPSへ変更となった場合、もしくは全く新しい診療報酬請求形態が病院に義務付けられた場合のシステム変更については乙の負担となるという理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。平成18年9月15日付の第2回入札説明書等に関する質問回答書No.171の回答に記載したとおり、他の病院とも共通する対応費用については、乙の負担となります。
280	協力企業に対する委託について	7	第3章	第1節	第22条	1	第5節(第35条第1項)、第11節(第58条第1項)、第12節(第69条第1項)等には、第3節(第28条)、第4節(第32条)、第6節(第37条第1項)、第7節(第45条第1項)等で規定されている、「自ら又は協力企業に対する委託又は請負の方法により、」との文言が規定されていませんが、第5節、第11節及び第12節に規定する業務も含めて、第3章に規定する各業務については、第3章の総則である第22条第1項の規定により、協力企業に対する委託又は請負の方法により業務を履行することが認められているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)の記載を修正し、今後、その旨を明示します。
281	協力企業に対する委託について	7	第3章	第1節	第22条	1	第5節(第35条第1項)、第11節(第58条第1項)、第12節(第69条第1項)等には、第3節(第28条)、第4節(第32条)、第6節(第37条第1項)、第7節(第45条第1項)等で規定されている、「自ら又は協力企業に対する委託又は請負の方法により、」との文言が規定されていませんが、第5節、第11節及び第12節に規定する業務も含めて、第3章に規定する各業務については、第3章の総則である第22条第1項の規定により、協力企業に対する委託又は請負の方法により業務を履行することが認められているとの理解でよろしいでしょうか。	(質問No.280参照)

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
282	設計・工事期間における損害等の負担について	18	第3章	第10節	第55条		第1項、第2項、第4項は工事場所の管理に係る損害等の負担についてのみ規定していますが、工事場所の管理以外に係る損害等の負担に関する規定も必要と考えます。また、第3項は設計・工事期間中に生じた損害等の負担について規定していますが、設計・工事期間と維持管理・運営期間が並存する期間があるため、第3項の対象となる業務の範囲を明確化すべきと存じます。以上から、第1項ないし第4項について、設計・工事期間中における、統括マネジメント業務のうち病院施設等施設整備業務、医療機器調達業務及び備品等調達業務に関する業務、病院施設等施設整備業務、医療機器調達業務、並びに備品等調達業務に係る損害等の負担に関する規定となるよう修正願います。	原案のとおりとします。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第3章 第10節は工事場所の管理について定めたものであり、工事場所の管理以外に係る損害等の負担については、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第126条が適用されることになること、また、維持管理・運営期間中においても、不可抗力によって損害等が発生した場合には、同第149条が適用され、その負担割合は99%対1%となることから、特段、同第55条第3項の対象となる業務の範囲を規定する必要はないと考えます。
283	設計・工事期間における損害等の負担について	18	第3章	第10節	第55条		第1項、第2項、第4項は工事場所の管理に係る損害等の負担についてのみ規定していますが、工事場所の管理以外に係る損害等の負担に関する規定も必要と考えます。また、第3項は設計・工事期間中に生じた損害等の負担について規定していますが、設計・工事期間と維持管理・運営期間が並存する期間があるため、第3項の対象となる業務の範囲を明確化すべきと存じます。以上から、第1項ないし第4項について、設計・工事期間中における、統括マネジメント業務のうち病院施設等施設整備業務、医療機器調達業務及び備品等調達業務に関する業務、病院施設等施設整備業務、医療機器調達業務、並びに備品等調達業務に係る損害等の負担に関する規定となるよう修正願います。	(質問No.282参照)
284	医療機器及び備品等の所有権移転日について	20 21	第3章	第11節	第62条 第67条		医療機器及び備品等の所有権移転日は、どういう基準で設定されるのでしょうか? 設置検収完了分それぞれの使用開始日近辺 全面供用開始日近辺に一括して そのいずれでもないある日(この場合は、該当日をご教示ください。)	「所有権移転日」の定義は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)別表[定義]第29項に記載されていますが、左記の を想定しています。
285	医療機器・備品等の瑕疵担保期間	20 22	第3章	第11節	第63条 第68条		一般的に医療機器・什器・備品等のメーカー設定の瑕疵担保期間が1年となっているため、医療機器及び備品の瑕疵担保責任期間は、「医療機器使用開始日から全面供用開始日の1年目の応答日(最大3.5年の長期に亘る瑕疵担保期間となります)」と設定されていますが、「使用開始日より1年」に変更をお願い致します。	原案のとおりとします。
286	事業契約書(案)第70条	23	第3章	第12節	第70条		「運営業務等開始に関わる準備」について、2項の【(抜粋)既存病院の設備・備品等について、本件病院に施設等に持ち込むことを希望する設備・備品等を特定の上、調査報告書を甲に提出し、維持管理計画を提出する。かかる設備及び備品等をしようとする事によって追加費用が発生することがあっても、乙がこれを負担し、甲は当該追加費用を負担しないものとする】とありますが、既存病院の設備(複写機、端末、デスク等の事務機器等)の保守管理契約については乙に切り替え、その保守費用については乙の負担となるとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
287	改修工事済箇所の所有権移転日について	26	第3章	第14節	第82条		改修工事済箇所の所有権移転日はどういう基準で設定されるのでしょうか? 段階的改修工事完了分それぞれの使用開始日近辺 全面供用開始日近辺に一括して そのいずれでもないある日(この場合は、該当日をご教示ください。)	(質問No.284参照)



No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
288	維持管理・運営期間における損害等の負担について	29	第4章	第1節	第91条		第4項ないし第7項は維持管理・運営期間中に生じた損害等の負担について規定していますが、設計・工事期間と維持管理・運営期間が並存する期間がありますので、第4項ないし第7項の対象となる業務の範囲を明確化する必要があるかと存じます。以上から、第4項ないし第7項について、維持管理・運営期間中における、統括マネジメント業務のうち運営業務等に関する業務、及び運営業務等に係る損害等の負担に関する規定であることが明確となるよう修正願います。	原案のとおりとします。損害等の負担につき、甲に帰責事由がある場合には甲が負担、乙に帰責事由がある場合には乙が負担、不可抗力の場合には99%対1%という建付けは、設計・工事期間中及び維持管理・運営期間中に共通しますので、特段、左記の修正は必要ないものと考えます。
289	維持管理・運営期間における損害等の負担について	29	第4章	第1節	第89条		第4項ないし第7項は維持管理・運営期間中に生じた損害等の負担について規定していますが、設計・工事期間と維持管理・運営期間が並存する期間がありますので、第4項ないし第7項の対象となる業務の範囲を明確化する必要があるかと存じます。以上から、第4項ないし第7項について、維持管理・運営期間中における、統括マネジメント業務のうち運営業務等に関する業務、及び運営業務等に係る損害等の負担に関する規定であることが明確となるよう修正願います。	(質問No.288参照)
290	業務の代行の措置について	31	第4章	第3節	第95条		第95条において規定される「必要な措置」の具体的な内容については、事業者の判断に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。また、東京都様において想定されている措置の内容がございましたらお示しください。	都としては、業務を代行できる協力企業を確保しておくなどの措置を想定しています。
291	業務の代行の措置について	31	第4章	第3節	第95条		第95条において規定される「必要な措置」の具体的な内容については、事業者の判断に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。また、東京都様において想定されている措置の内容がございましたらお示しください。	(質問No.290参照)
292	診療材料等の調達及び納品について	33	第4章	第4節	第106条		「自ら又は協力企業に対する委託又は請負の方法により、」との文言が規定されておりませんが、取扱いに関して免許が必要となる診療材料等を除いては、協力企業に対して診療材料等の調達及び納品を委託することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	診療材料等の調達及び納品について	33	第4章	第4節	第106条		「自ら又は協力企業に対する委託又は請負の方法により、」との文言が規定されておりませんが、取扱いに関して免許が必要となる診療材料等を除いては、協力企業に対して診療材料等の調達及び納品を委託することも可能との理解でよろしいでしょうか。	(質問No.292参照)
294	事業契約書(案)第114条	35	第5章	第1節	第114条		「サービスの対価の支払手続き」について、【乙は、各月の初日から5営業日以内に、甲に対し、前月に実施した業務の内訳明細を明示した請求書を提出する。】とありますが、一事業年度中に甲が乙から提出される請求書の額を不服とし、請求書自体を受け取らないとした場合、甲乙の協議が決着するまで、前月期間における暫定価格にて仮払いして頂くことは可能でしょうか？	仮払いすることはできません。
295	異議が認められた場合の費用の負担について	43	第6章		第122条		乙による第5項の異議が認められた場合、第121条第11項と同様、異議申し立てに要した費用、業務再開までのサービスの対価、業務再開に要した費用については甲の負担とすることが合理的と存じます。第5項の異議が認められた場合について、第121条第11項と同様の規定を設けていただけませんか？	原案のとおりとします。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答		
296	異議が認められた場合の費用の負担について	43	第6章		第122条			乙による第5項の異議が認められた場合、第121条第11項と同様、異議申し立てに要した費用、業務再開までのサービスの対価、業務再開に要した費用については甲の負担とすることが合理的と存じます。第5項の異議が認められた場合について、第121条第11項と同様の規定を設けていただけませんか。	(質問No.295参照)	
297	設計・工事期間に係る契約保証金の納付を証する書面について	45	第7章		第124条	1	(1)	ii	第3条では設計・工事期間に係る契約保証金の納付は規定されていませんので、「第3条」と記載されている箇所を、「本件基本協定書第7条第4項」と修正すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を「本件基本協定書第7条第4項」に修正します。
298	違約金について	52	第9章	第2節	第132条	3			第3条では設計・工事期間に係る契約保証金の納付は規定されていませんので、「第3条の契約保証金及び担保金」と記載されている箇所を、「本件基本協定書第7条第4項及び本契約第3条の契約保証金及び担保金」と修正すべきではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を「本件基本協定書第7条第4項及び本契約第3条の契約保証金及び担保金」に修正します。
299	引継ぎについて	54	第9章	第5節	第139条	1	(2)		引継ぎに必要な協力及び法的措置として「本件病院施設等に関する品質保証契約上の地位の譲渡」が挙げられています。乙が任意に「本件病院施設等に関する品質保証契約」を締結しているケースを想定した規定であり、乙に対して「本件病院施設等に関する品質保証契約」の締結を義務付けるものでないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
300	法令変更における手続きについて	55	第11章		第142条	2			(平成18年6月30日付第1回入札説明書等に関する質問回答書No.311関連) 「第9章第2節ないし第5節のいずれかに規定する手続き」については、「第6章第119条ないし第122条」とすることが本来の意図であるように思われます。参照条文につきましてご確認をお願いします。	ご指摘のとおりです。本項目の記載を「第119条ないし第122条」に修正することとし、あわせて平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第148条第2項も同様に修正します。
301	法令変更における手続きについて	55	第11章		第142条	2			(平成18年6月30日付第1回入札説明書等に関する質問回答書No.311関連) 「第9章第2節ないし第5節のいずれかに規定する手続き」については、「第6章第119条ないし第122条」とすることが本来の意図であるように思われます。参照条文につきましてご確認をお願いします。	(質問No.300参照)
302	日常モニタリング	68	別紙	4	4	(1)			(平成18年6月30日付第1回入札説明書等に関する質問回答書No.323関連) 日常モニタリングの日報を毎日提出すべきか否かを今後検討する旨、回答いただきましたが、その検討結果はいつ示されるか、ご教示ください。	現在、検討中です。
303	医療機器及び備品の支払条件	72	別紙	5	2				医療機器及び備品について、設置後に都側検収が完了し、使用を開始したものについて全面供用開始時一括でなく、使用開始の都度、お支払い頂く可能性をご検討頂けませんか？	原案のとおりとします。 なお、平成18年9月15日付の第2回入札説明書等に関する質問回答書No.182に記載しているとおり、設置と支払いの時期に差があることに起因して必要となる費用は、サービスの対価に計上することができます。
304	医療機器及び備品等の支払い時期について	72	別紙	5	2				第1回入札説明書等に関する質問回答書No.329で「医療機器及び備品等の支払いは使用開始時期にかかわらず全面供用開始時に一括」とありますが、改修工事について段階的なお支払いが行われるのであれば、医療機器及び備品についても使用開始に応じた段階的なお支払いをご検討頂けませんか？	(質問No.303参照)

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
305	サービスの対価	72	別紙	5	2		甲が起債等によって調達する部分については、『甲は平成19年度に発生する費用については平成20年度末に一括』でありますが、『甲は平成19年度に発生する費用については平成19年度末に一括』の誤りではないでしょうか。	原案のとおりとします。
306	サービスの対価	72	別紙	5	2		平成20年度以降に発生する費用については『[病院施設等の全面供用開始時に一括して/工事の進捗に伴う出来高に応じて]、乙に対し支払う。』と記載されておりますが、入札価格の低減のためにも是非とも『工事の進捗に伴う出来高に応じて]、乙に対し支払う。』としていただけますようお願い致します。	平成18年11月末を目途に、公表する予定です。
307	改修工事の支払条件	72	別紙	5	2		改修工事で各段階の改修工事の都側検査が完了し、使用を開始した部分について全面供用開始時一括でなく、出来高払いでお支払いをご検討頂けませんか？	(質問No.306参照)
308	改修工事済箇所の支払い時期について	72	別紙	5	2		事業契約書(案)別紙5の2に『工事・移転等の施設整備に要する費用は、甲が起債により調達する部分を除き、全て乙が調達するものとし、甲は、その対価を病院施設等の全面供用開始後、維持管理・運営期間開始後10年間で平準化して支払う。また、甲が起債等によって調達する部分については、甲は平成19年度に発生する費用については平成20年度末に一括で、平成20年度以降に発生する費用については[病院施設等の全面供用開始時に一括して/工事の進捗に伴う出来高に応じて]、乙に対し支払う。』とありますが、改修工事についてのお支払いは改修期間中であっても出来高に応じて段階的に実施されるとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合に支払い時期の予定をお教えください。	(質問No.306参照)
309	施設整備費の支払方法について	72	別紙	5	3		平成18年6月30日付第1回入札説明書等に関する質問回答書No.4において、詳細は今後お示し頂けるとのことでしたが、いつお示し頂けますか。金融機関との交渉が必要なため、出来る限り早くご回答頂けないでしょうか。	平成18年11月末を目途に、公表する予定です。
310	未公表部分の再質疑	74	別紙	6	1		「第2回入札説明書等に関する質問回答書」のNo.183(物価変動によるエネルギー提供費の変更について/9月末までに公表予定)、No.185(物価変動によるエネルギー提供費の変更について/10月末までに公表予定)について未だ公表されておりませんが、変更に関する条項が公表された後、その内容について質問できるとの理解でよろしいのでしょうか。	必要に応じて質問回答の機会を設けます。
311	未公表部分の再質疑	74	別紙	6	1		「第2回入札説明書等に関する質問回答書」のNo.183(物価変動によるエネルギー提供費の変更について/9月末までに公表予定)、No.185(物価変動によるエネルギー提供費の変更について/10月末までに公表予定)について未だ公表されておりませんが、変更に関する条項が公表された後、その内容について質問できるとの理解でよろしいのでしょうか。	(質問No.310参照)

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
312	電子カルテ導入による変化						電子カルテ導入前と導入後の患者待ち時間はどれくらい短縮されましたでしょうか。 もし、導入前後であまり待ち時間に変わらない場合、その要因をどのようにお考えでしょうか？	公表する予定はありません。
313	患者満足度について						現在の患者満足度調査結果から浮かびあがっている問題点や改善点及びクレーム等についてご教示ください。（特に、事業者側業務に関連する事項について）	公表する予定はありません。
314	B S C の運用						駒込病院として、B S C をどの程度運用されておられますか？現状の運用状況について、ご教示ください。	公表する予定はありません。
315	面会者について						現状の、面会者に対する部門ごと（一般病棟・感染病棟・緩和ケア病床・ICU等）のルールをご教示ください。 （面会時間・入場者管理・名札等識別手段・動線等）	「院内感染予防マニュアル」（都立駒込病院平成16年7月作成）及び駒込病院ホームページをご参照ください。
316	面会者について						現状の、面会者に対する部門ごと（一般病棟・感染病棟・緩和ケア病床・ICU等）のルールをご教示ください。 （面会時間・入場者管理・名札等識別手段・動線等）	（質問No.315参照）
317	感染症病棟について						現状、感染症病棟への患者さん・ご家族・スタッフ・売店職員の出入り、物品や給食の出入りについて、どのように管理されているかご教示ください。	一般病棟と同様の管理を行っています。
318	感染症病棟について						現状、感染症病棟への患者さん・ご家族・スタッフ・売店職員の出入り、物品や給食の出入りについて、どのように管理されているかご教示ください。	（質問No.317参照）
319	患者の声相談窓口						平成15年に設置されておられます『患者の声相談窓口』は、どの部署にてどこで運用されておられるのかご教示ください。	医事課医事業務係です。
320	既存建物の確認申請図面について	第2					本館・3号館・別館について、確認申請書類・図面を公表していただけますか。	落札者決定後にお示しします。
321	エネルギー消費に関わる情報開示	第2					エネルギー需要想定のため、熱源システムの設備運転日報・月報（1年分）を開示頂けませんか？	公表する予定はありません。
322	エネルギー消費に関わる情報開示	第2					エネルギー需要想定のため、熱源システムの毎月1週間ずつの設備運転日報・月報（1年分）を開示願います。	（質問No.321参照）
323	蓄熱槽について	第2					現状、本館及び3号館の地下ビットにある蓄熱槽の断熱材仕様とその劣化状況についてご教示ください。	蓄熱槽の断熱材仕様は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料6 参考資料集第2-2(1)を参照してください。また、劣化状況については、応募者が一定の前提条件を想定してください。
324	蓄熱槽について	第2					現状、本館及び3号館の地下ビットにある蓄熱槽の断熱材仕様とその劣化状況についてご教示ください。	（質問No.323参照）
325	焼却炉について	既存B3階平面図	第2				ダイオキシン対策等、撤去費用算定のために本館B3階にある焼却炉の燃焼能力及び過去に使用されていた時の焼却対象物・使用頻度についてご教示ください。	公表する予定はありません。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
326	エレクションホールについて	既存B3-1階平面図	第2				本館B3階～1階に設置されているエレクションホールからの機器搬入搬出を検討しておりますが、現時点でお気づきになる懸念事項等ございましたらご教示ください。 また、近年、改修工事等でエレクションホールを使用していれば、使用内容についてご教示ください。（吊フックの耐荷重を分かればご教示ください。）	前段は、特にありません。 後段は、適宜使用していますが、現時点で公表できる資料はありません。
327	手術器材について	既存B1階平面図	第2				現状、手術部門で利用している主な器材・台数と、それらの収納スペース（場所や広さ）についてご教示ください。	公表する予定はありません。
328	手術部門の紫外線殺菌灯について	第2回現場説明会関連	第2				現場見学において、手術部門内に、紫外線殺菌灯と思われる器具が設置されておりましたが、設置理由が分かりましたら、ご教示ください。	確かな設置理由を確認することはできません。
329	ペインクリニックについて	既存B1階平面図	第2				現状、本館B1階の手術部門に隣接して、ペインクリニックが設けられていますが、特に手術室に隣接させている理由がございましたら、ご教示ください。	神経ブロック療法のほか、光線療法（レーザー治療、直線偏光近赤外線治療）、手術（椎間板ヘルニアに対する経皮髄核摘出術、多汗症に対する胸腔鏡下交感神経切除術、慢性疼痛に対する経皮的疼痛除去用硬膜外電極植込み術）を行うことによります。
330	消毒室（EOCガス滅菌機）について	既存B1階平面図	第2				（平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.189関連） 本館地下1階平面図4-5・E-F間にある「消毒室（EOCガス滅菌機）」について、現在も使用されているとの回答でしたが、平成21年4月からはSPCが中央滅菌材料室にて行う滅菌消毒業務に集約化されると判断してよろしいですか。	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
331	消毒室（オートクレーブ）について	既存1階平面図	第2				（平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.196関連） 本館1階平面図5-6・E-F間にある「消毒室（オートクレーブ）」について、現在も使用されているとの回答でしたが、平成21年4月からはSPCが中央滅菌材料室にて行う滅菌消毒業務に集約化されると判断してよろしいですか。	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
332	薬剤部門について	既存1階平面図	第2				既存1階の外来用の薬剤部門には、調剤室が設置されていますが、現状、外来投薬のうちB2階の薬剤部門で調剤・製剤を行っている内容や件数について、ご教示ください。	ほとんどありません。
333	こころの相談室	既存2階平面図	第2				現在、本館2階に「こころの相談室」がございしますが、全面改修後はどこで当該機能を実施する想定なのかご教示ください。	神経科です。
334	本館3階屋上キュービクルについて	既存3階屋上平面図	第2				本館3階屋上にあるキュービクルからの2次側配線の判別できる図面がございましたら、お示しください。	公表する予定はありません。
335	本館3階屋上キュービクルについて	既存3階屋上平面図	第2				本館3階屋上にあるキュービクルからの2次側配線の判別できる図面がございましたら、お示しください。	（質問No.334参照）
336	105病棟内のスロープについて	既存5階平面図	第2				105病棟について、F通りの廊下にスロープが設置されているように見受けられますが、床がかさ上げされている理由が分かるようでしたらご教示ください。 また、かさ上げされた床が、コンクリートでかさ上げされているか、木組下地のような方式でかさ上げされているかご教示ください。	前段は、患者の転倒時の衝撃を緩和するためのものです。 後段は、コンクリートでかさ上げされたものではありません。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
337	205病棟内のスロープについて	既存5階平面図	第2				205病棟について、10号病室・11号病室・プレイルームについて、入口部分にスロープが設置されているように見受けられますが、床がかさ上げされている理由が分かるようでしたらご教示ください。 また、かさ上げされた床が、コンクリートでかさ上げされているか、木組下地のような方式でかさ上げされているかご教示ください。	前段は、患者の転倒時の衝撃を緩和するためのものです。 後段は、コンクリートでかさ上げされたものではありません。
338	別館3階 車椅子用リフトについて	別館搬送機設備図	第2				別館3階 渡り廊下との接続部にある車椅子用リフトの利用状況・劣化状況についてご教示ください。	車椅子利用に限らず、物品搬送にも利用しています。劣化状況については、応募者が一定の前提条件を想定してください。
339	ヘルプデスク室について	既存2号館3階平面図	第2				2号館3階平面図2-3-D-E間に「ヘルプデスク室」とありますが、この部屋は、現在もヘルプデスク室として使用されているとの理解でよろしいですか。	当該「ヘルプデスク室」は、都立病院情報システム専用のヘルプデスクとして現在も使用しています。
340	ヘルプデスク室について	既存2号館3階平面図	第2				上記理解で正しい場合、ヘルプデスク室での業務内容、総人員数、またその対応体制（時間、曜日、対応内容など）をお示しください。	都立病院情報システム専用のヘルプデスクとして8:30から17:30まで2名で対応しています。当該時間以外は1名となります。
341	3号館実験室天井吹出口のカバーについて	第2回現場説明会関連	第2				現場見学において、3号館内の各実験室（3F・6F）の天井吹き出し口にフィルター上のカバーが設置されておりましたが、そのフィルターの設置理由が分かりましたら、ご教示ください。	確かな設置理由を確認することはできません。
342	研究部門の超低温フリーザーについて	第2回現場説明会関連	第2				現場見学において、3号館に超低音フリーザーが相当台数設置されておりましたが、整備後の研究部門において、どの程度設置予定かご教示ください。	落札者決定後にお示しします。
343	研究部門のブライン冷凍機について	第2回現場説明会関連	第2				現場見学において、3号館実験室に、ブライン冷凍機が設置されておりましたが、整備後の研究部門においても設置を想定されていますか。また、その場合、その使用目的をご教示ください。	落札者決定後にお示しします。
344	3号館天井の岩綿吹付材について	第2回現場説明会関連	第2				現場見学において、3号館天井に露出岩綿吹付けがございましたが、飛散性がないもの、あるいは既に封じ込め処理を行ったと判断してよろしいですか。	飛散性があるものと想定してください。
345	3号館研究部門の動物実験室について	第2回現場説明会関連	第2				現状の、3号館動物舎における実験動物の種類・収容数及びクリーン清浄度・空調条件をご教示ください。 また、整備後の研究部門の動物実験室についても、同様の条件と判断してよろしいですか。	前段は、動物舎は臨床医学総合研究所の所属であり、敷地外に移転するため、本業務との関係はありません。 後段は、平成18年6月30日付の第1回入札説明書等に関する質問回答書No.81を参照してください。
346	3号館ELV前エレクションホールについて	第2回現場説明会関連	第2				現状、3号館のELV前に、エレクションホールが設置されていますが、整備後の研究部門においても、実験機器の搬入のために、必要と想定されますか。	必要と考えています。
347	メッシュパネルについて		第2				現状、本館と3号館の間の通路の南端に、高さ6mほどのメッシュ状のパネルが設置されていますが、この役割についてご教示ください。 また、今回の施設整備業務において、どのような対応が必要かご教示ください。	前段は、近隣に対する防風対策として、設置されています。 後段は、病院施設等施設整備業務においては現状のままとしますが、病院施設等保守管理業務には含まれます。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
348	バスターミナルについて		第2				現状、バスターミナルの路面や囲障等の、整備・維持管理については、駒込病院・都交通局のどちらが担当されていますか。業務分担・範囲が決められていればご教示ください。 また、上記のうち、駒込病院が担当されている範囲が、今回の施設整備業務・維持管理業務の対象範囲と考えてよろしいですか。	前段は、駒込病院です。 後段は、全面的な改修工事はありませんが、管理・保守点検は附帯施設の一部として事業期間を通して行ってください。 なお、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2 (1) (ハ)イbの記載を修正し、今後、その旨を明示します。
349	敷地南側 緑地帯の歩道について		第2				現状、敷地南側 緑地帯内の歩道に対して、隣地住宅からの通用口が設けられていますが、利用状況についてご教示ください。	現在、ほとんど利用はありません。
350	敷地南西側の歩行者通路について		第2				現状、敷地南西側（保育所の周囲付近）において、病院敷地の一部が、近隣住民の歩行者通路として利用されていますが、この整備・維持管理は駒込病院が担当されていますか。	ご理解のとおりです。
351	中央滅菌材料室の運用について		第3				現状、中央滅菌材料室と手術室間、及び中央滅菌材料室から、病棟・診療部門への器材の供給・回収ルート・運用についてご教示ください。	中央滅菌材料室から手術室までは、廊下を通じて人手で、中央滅菌材料室から病棟までは、エレベーターによる人手及びボックスコンベアで搬送しています。
352	入院患者の入浴について		第3				現状、入院患者について、入浴頻度・利用者数をご教示ください。 また、そのうち介助浴槽（機械浴槽）を利用する患者数をご教示ください。 （1病棟当たりの、おおよその利用者数で結構です。）	前段は、病棟によって異なります。 後段は、公表する予定はありません。
353	家政部門の役割		第3				病院の家政部門の業務と、事業者の業務の関わり方について、お考えがあれば具体的に示してください。	特にありません。
354	感染症対策		第3				感染症病棟の運用マニュアルを開示して頂くことは可能でしょうか？	「院内感染予防マニュアル」（都立駒込病院平成16年7月作成）をご参照ください。
355	委託業務の問題点と改善点						現在の各種委託業務について、『業務における問題点』と『今後、改善すべき点』の2点をどのように考えておられますか？それぞれについて、お考えをご教示ください。	公表する予定はありません。
356	既存病院内で委託企業が所有している物品について						現状、幾つかの業務について委託していると想定されますが（食堂・喫茶・売店・理容室など）、それに伴い、委託企業所有の機器を使用されていたら、その概要をお示しください。（食堂・喫茶のテーブルや厨房機器・売店の陳列棚など）	公表する予定はありません。
357	紹介患者数	22	第4	1	(8)		紹介状持参患者数、都立病院からの紹介患者数、救急車搬入患者数、初診患者数をお示しください。	「駒込病院年報」（平成17年版）をご参照ください。
358	紹介患者数割合	22	第4	1	(8)		紹介状を持参された患者のうち、外来患者と入院患者の割合をお示しください。	現時点で公表できる資料はありません。
359	紹介患者数割合	22	第4	1	(8)		各診療科別の紹介状持参患者数をお示しください。	現時点で公表できる資料はありません。
360	紹介患者数割合	22	第4	1	(8)		現状の医療連携室における地域医療機関からの紹介受付件数についてご教示ください。	医療連携室では、紹介状を持参した外来患者の受付は行っていません。
361	検体検査要員体制	23	第4	2	(1)		現状の検体検査の要員数（輸血・細菌を除く。）を開示願います。	現状の要員は20名です。
362	検体検査当直時要員体制	23	第4	2	(1)		現状の検体検査当直時の要員数（輸血・細菌を除く。）を開示願います。	輸血・細胞治療科の技師7名も含めた27名の体制において、当直は1名です。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
363	検体検査日直時 要員体制	23	第4	2	(1)		現状の検体検査日直時の要員数(輸血・細菌を除く。)を開示願います。	日直については、要員の規定はありません。
364	業務統計	38	第4	8	(1)		当直時の検査項目別の実施件数について、開示をお願いします。	公表する予定はありません。
365	業務統計	38	第4	8	(1)		日直時の検査項目別の実施件数について、開示をお願いします。	公表する予定はありません。
366	業務統計	38	第4	8	(1)		血液像目視検査の実施件数について、開示をお願いします。	公表する予定はありません。
367	寝具の数量	38	第4	16	(1)	アイ	患者用寝具の年間数量ですが、これはリネン資材を用意すべき数量であり、洗濯頻度を表したものではありません。一方、その他の寝具の数量に関しては年間洗濯数量と認識しておりますが、患者用寝具につきましても年間洗濯数量(想定需要数)を御開示頂けませんか。	公表する予定はありません。
368	現病院での患者 私物洗濯サービス	51	第4	16	(1)		現状において、感染症患者に対して患者私物の洗濯を実施する等のサービスを提供していますか?(有料無料)	有料で提供しています。
369	医薬品、診療材料の備蓄について	57	第4	16	(6)		現病院における、東京都の規定に則した医薬品、診療材料の備蓄について、その内容、備蓄場所、方法、ボリューム等についてご教示ください。	「都立病院通達集」に収録されています。
370	B1F中央器材室		第4				現状の以下の項目についてご教示ください。 ・中央管理機器の種類と数量 ・年間貸出件数 ・定期点検件数 ・夜間貸出実績 ・日常点検件数 ・修理件数(院内修理件数及びメーカー修理件数)	(質問No.51参照)
371	現在病院が保有する部門システムリストについて		第5				(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.203、205関連) No.203のご回答に「移設対象のシステムについては情報公開しない」とありますが、一方、No.205のご回答では現在病院が保有する部門システムリストを10月末までに提示します、とあります。結局どのような資料を公示頂けるのでしょうか。文面から判断すると、「現在病院が保有する部門システムリストは提示するが、そのうちどれが移設対象となるかは公表しません。」というように解釈できるのですが。	ご理解のとおりです。
372	基幹システムと部門システムの接続費用について		第5				(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.204関連) ご回答によると都側の基幹システム側に発生した費用まで民間事業者側負担となっておりますが、明らかに都側の負担となるべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。応募者は、このことを踏まえた上で、見積りを作成する必要があります。
373	部門システム		第5				参考資料集「第5 情報システムの概要」に示されている「電子カルテシステム全体像」における一次システム以外のシステム及び機器に関する、「調達方法」、「調達コスト分担」、「保守管理の作業分担」、「インターフェースに係る作業とコスト分担」、「ネットワークの接続」、「サーバ設置場所」の都・事業者等の役割分担については、別紙として示す「情報システム仕分」表に記入したとりの理解でよろしいでしょうか。	病院経営本部の様式を使用して、平成18年10月末を目途に、提示する予定です。



No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
374	部門システム		第 5				参考資料集「第 5 情報システムの概要」に示されている「電子カルテシステム全体像」における一次システム以外のシステム及び機器について、別ワークシート「情報システム仕分」に示すような表より、「調達方法」、「調達コスト分担」、「保守管理の作業分担」、「インターフェースに係る作業とコスト分担」、「ネットワークの接続」について、適切な事業計画を策定できる情報を開示頂けますでしょうか？	(質問No.373参照)
375	ネットワーク構成について		第 5				前項の質問に関連し、部門システムの正確な移設計画・費用積算を行うために、上記内容がわかるような、電子カルテシステム全体構成図に関する基幹システムと部門システムのネットワークの構成を示す資料(例えば、ネットワーク構成図等)をお示しください。	平成18年10月末を目途に、提示する予定です。
376	ネットワーク構成について		第 5				部門システムの正確な移設計画・費用積算を行うために、電子カルテシステム全体構成図に関する基幹システムと部門システムのネットワークの構成を示す資料(例えば、ネットワーク構成図等)をお示しください。	(質問No.375参照)
377	ネットワーク構成について		第 5				電子カルテシステム全体構成図からネットワーク構成は、下記と認識しておりますが、よろしいでしょうか。 ネットワーク構成は、構成図の中の左側の電子カルテシステムと接続しているシステムのネットワーク群と真ん中の「電子カルテ」と接続しているシステムのネットワーク群と都立病院情報システムに関するネットワーク群の3つから構成されている。 各ネットワークは各々が独立しており、Gatewayなどを介して相互接続されている。 前段2つのネットワーク群(部門システムのネットワーク群)には、個々のシステムの小さなネットワークが存在している。	都立病院情報システムと各部門システムから構成されています。また、各部門システムは、各部門システムごとに独立したネットワークを構成しています。
378	ネットワーク構成について		第 5				上記の質問に関連して、電子カルテシステム全体構成図からネットワーク構成を推察すると、基幹システムネットワーク、画像データ中心の部門システムネットワーク、テキストデータ中心の部門システムネットワークと3つあり、それぞれが、別のネットワークでGatewayなどで接続されていると認識しておりますが、この認識でよろしいでしょうか。	(質問No.377参照)
379	ネットワーク構成について		第 5				上記の質問に関連して、上記の認識が正しければ、病診連携システムは、医事システム群の接続されている電子カルテシステムと接続されていると理解してよろしいでしょうか。	病診連携システムは、都立病院情報システム及び医事会計システムと接続しています。
380	ネットワーク構成について		第 5				上記の質問に関連して、上記の認識が正しければ、病診連携システムは、医事システム群の接続されている電子カルテシステムと接続されているとの認識でよろしいでしょうか。	(質問No.379参照)
381	医療機器の詳細について		第 5				電子カルテシステム全体構成図中の、「自科検査機器群」とは、具体的に何科のどのような機器を想定しているのか、ご教示願います。	公表する予定はありません。
382	医療機器の詳細について		第 5				電子カルテシステム全体構成図中の、「自科検査機器群」とは、具体的に何科のどのような機器を想定しているのか、お示しください。	(質問No.381参照)

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
383	医療機器の詳細について		第 5				電子カルテシステム全体構成図中の「検査実施システム」から矢印の出ている「検査分析器」の詳細をご教示願います。	公表する予定はありません。
384	医療機器の詳細について		第 5				電子カルテシステム全体構成図中の「検査実施システム」から矢印の出ている「検査分析器」の詳細をお示しください。	(質問No.383参照)
385	医療機器の詳細について		第 5				電子カルテシステム全体構成図中の「輸血システム」から矢印の出ている「検査分析器」の詳細をご教示願います。	公表する予定はありません。
386	医療機器の詳細について		第 5				電子カルテシステム全体構成図中の「輸血システム」から矢印の出ている「検査分析器」の詳細をお示しください。	(質問No.385参照)
387	医療機器の詳細について		第 5				電子カルテシステム全体構成図中の「病理システム」に矢印の出ている「デジタルカメラ等」の「等」は、具体的にどのような機器を想定しているのかご教示願います。	例えば、電子顕微鏡を想定しています。
388	医療機器の詳細について		第 5				電子カルテシステム全体構成図中の「病理システム」に矢印の出ている「デジタルカメラ等」の「等」は、具体的にどのような機器を想定しているのかお示しください。	(質問No.387参照)
389	情報システム、ネットワークのセキュリティポリシーについて		第 5				本資料に記載されている情報システム、及びネットワークについて都、病院が規定しているセキュリティポリシーがありましたら、ご教授ください。(例えば、基幹システム、及び基幹ネットワークは個人情報保護法等から外部ネットワークとは接続しない等。)	東京都情報セキュリティ基本方針(平成14年4月1日策定)があります。
390	情報システム、ネットワークのセキュリティポリシーについて		第 5				上記質問に関連し、患者利便施設のひとつとして導入を求められているベッドサイド端末に関する都の想定を範囲をご教授ください。(例:インターネット端末の他に医療従事者がバイタルデータ入力を行ったり、患者へのカルテ開示等電子カルテと連動した機能も含む等。)	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
391	情報システム、ネットワークのセキュリティポリシーについて		第 5				上記質問に関連し、患者利便施設のひとつとして導入を求められているベッドサイド端末(インターネット端末)から選択食の選択を可能とする機能を提案した場合、セキュリティポリシーに抵触し、逸脱提案となるのかご教授ください。	逸脱提案には当たりません。
392	情報系配線ルートについて		第 5				情報系の配線ルートを識別できる図面がございましたら、お示しください。	公表する予定はありません。
393	情報系配線ルートについて		第 5				情報系の配線ルートを識別できる図面がございましたら、お示しください。	(質問No.392参照)
394	医薬品情報検索システムについて		第 5				現病院にて稼働している、「医薬品情報検索システム」についてですが、その接続先(基幹システムor調剤支援システム)及び情報収集等のためのインターネット接続の有無についてご教示ください。	電子カルテシステム及び調剤支援システムのそれぞれに、医薬品情報検索機能があります。電子カルテシステムに関しては、情報収集等のためのインターネット接続はしていませんが、調剤支援システムに関しては接続しています。
395	コスト表示		第 5				病院の電子カルテシステムのカルテ記述に記載されている「コスト表示」とは、その診療行為において用いた診療材料・薬剤・人件費等のコストが積算・表示されるということでしょうか?具体的な内容についてご教示ください。	保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年4月30日付厚生省令第15号)第22条に基づき、特に歯科ではコスト表示が求められています。そのため、歯科診療部分についてのみ、カルテに診療報酬点数表に掲載されている診療料を記載しています。

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答
396	診療情報DWH		第5				一次システムになっている診療情報DWHにおいて、取扱う診療情報の種類について具体的にお示しください。	患者情報及び各種オーダ情報等を取扱っています。
397	経営管理システム		第5				一次システムである経営管理システムによって、診療報酬等の医事収益だけでなく、給与等の人件費、財務データ等についても分析を行い、原価計算を行うことは可能という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
398	輸血システムについて		第5				検体検査実施システムと接続している「輸血システム」の機能は、下記のとおりと理解してよろしいでしょうか。 ・輸血用血液や血漿分画製剤の管理し、使用時には、リストバンドと照合する。 ・薬事法で定められた記録すべき使用情報を自動的に管理する。 ・移植に用いる造血幹細胞をラベリングを行い製剤化する。	前段は、リストバンドとの照合は電子カルテシステムで行います。 中段及び後段は、ご理解のとおりです。
399	輸血システムについて		第5				上記、輸血システムにおけるシステムのベンダー名、現状における満足点と不満足点、要望等ありましたらご教示願います。	A & T社の輸血システムを使用しています。
400	調剤支援システムについて(1)		第5				「調剤支援システム」には、「D Iシステム」「服薬指導システム」「薬歴システム」「薬剤在庫管理システム」「麻薬管理システム」が組み込まれているとの理解でよろしいでしょうか。	調剤支援システムには、D I・服薬指導・薬歴管理・薬剤在庫管理・麻薬管理機能が含まれます。
401	調剤支援システムについて(2)		第5				上記質問を前提とし、「D Iシステム」「服薬指導システム」「薬歴システム」「薬剤在庫管理システム」「麻薬管理システム」の各システムの仕様、ベンダー、現状における満足点と不満足点、要望等ありましたらご教示願います。	公表する予定はありません。
402	自科検査機器群について1		第5				「自科検査機器群」において実施した検査データは、現在、媒体を用いて電子カルテへ受け渡していると理解しておりますが、現在、媒体で受け渡しているデータ量は、1日あたりどれくらいか、ご教示ください。	公表する予定はありません。
403	自科検査機器群について2		第5				「自科検査機器群」において実施した検査データは、現在、媒体を用いて電子カルテへ受け渡していると理解しておりますが、将来、オンライン化しデータのやり取りをする予定がありますでしょうか。	現時点において、具体的な予定はありません。
404	自科検査機器群について3		第5				自科検査機器群が設置されているのは、眼科、耳鼻科、歯科との認識でよろしいでしょうか。	公表する予定はありません。
405	自科検査機器群について4		第5				自科検査機器群にあたる医療機器をお示しください。	公表する予定はありません。
406	勤怠管理システムについて1		第5				「勤怠管理システム」は、病院職員全体の勤怠管理を行うとの理解でよろしいでしょうか。	東京都職員の管理です。
407	勤怠管理システムについて2		第5				「勤怠管理システム」の設置場所は、職員入り口1箇所に設置されているとの理解でよろしいでしょうか？	システム端末は、庶務課に設置しています。カードリーダーは、本館に2箇所、別館に1箇所設置しています。
408	PACSについて1		第5				現在のPACSサーバの設置場所は、地下2階との理解でよろしいでしょうか。	設置場所は地下1階になります。
409	PACSについて2		第5				PACSの読影端末は、現在、何台設置されておりますでしょうか。また、これらの設置場所をご教示ください。	放射線診療科(診断)の読影室に6画面の読影端末が6セットあります。

No.	質問項目	頁	該当箇所					質問	回答
410	内視鏡画像管理システム		第 5					「内視鏡画像管理システム」において、現在、動画を扱わないとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、ご理解のとおりです。
411	監視カメラについて		第 5					手術室の「監視カメラ」は、部屋の状態を監視するもので、術野カメラとしての用途で使用しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
412	画像 URL 情報について		第 5					PACS や内視鏡画像管理システムから電子カルテへ送信する「画像 URL 情報」には、動画も含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
413	生体情報管理システムと手術管理システムについて 1		第 5					「生体情報管理システム」と「手術管理システム」の間には、情報のやりとりが発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	公表する予定はありません。
414	生体情報管理システムと手術管理システムについて 2		第 5					「生体情報管理システム」と「手術管理システム」が連動する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。また、手術管理システムで取り扱う管理項目についてご教示ください。	公表する予定はありません。
415	D I について		第 5					参考資料集「第 5 情報システムの概要」の電子カルテシステムに D I (ドラックインフォメーション：医薬品情報)に関する記載がありませんが、現在処方オーダー、注射オーダーを行う際の医師向け D I についての運用方法(入手方法、電子カルテシステムへの登録方法、維持管理部署名、作業量等)をご教示願います。	現在の運用では、薬剤科でメーカーから毎月送られてくる医薬品情報を収録した C D のデータを電子カルテシステムにアップロードしています。作業量は 1 回 30 分程度です。
416	D I について		第 5					上記質問に関連し上記 D I に関連する作業は細則 - 医療作業 (3) の (I) 薬剤科 a 医薬品情報室 (D I 室)における以下の作業補助に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。